

# 平成 20 年度 環境配慮契約に関するアンケート調査 集計結果

## 1. 調査概要

### 1-1 調査の目的

国や地方公共団体等の公共機関が契約を結ぶ場合に、一定の競争性を確保しつつ、価格に加えて環境性能を含めて評価して、最善の環境性能を有する製品・サービスを供給する者を契約相手とするいわゆる環境配慮契約は「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（環境配慮契約法）が施行されたことにより、各地方公共団体で取組が始まりつつある。公共機関自らの事務による排出を削減する率先実行の必要性、公共部門（日本経済の 1/4 弱）の買い支えによる環境配慮型市場への転換、厳しい財政事情の下、トータルコストを勘案した効率的な予算の活用などの意義のもと地方公共団体は、今後この環境配慮契約を一層拡大していくことが求められている。

本調査は、地方公共団体の環境配慮契約の実施状況を調査し、今後の環境配慮契約法の契約方策検討の基礎資料とすることを目的として実施したものである。

### 1-2 調査の設計

- 調査対象：全国 1,852 地方公共団体（平成 20 年 11 月 20 日現在）  
（47 都道府県、17 政令指定都市、789 区市、999 町村）  
環境担当部局または調達担当部局
- 調査時期：平成 20 年 11 月～平成 20 年 12 月
- 調査方法：各地方公共団体に対し、宅配便配布、メール及び郵送回収（一部、FAX での回答含む）

### 1-3 設問の概要

設問の概要は以下の通り。

【表 I 設問の概要】

問番号	設問	問番号	設問
問 1	環境配慮契約法の認知度	問 2	契約方針の策定状況
問 3-1	契約方針の位置づけ	問 3-2	契約方針の公表状況
問 4-1	電力の購入に係る契約の取組状況	問 4-2	電力の購入に係る契約の評価方法・評価項目
問 4-3	電力の購入に係る契約の障害	問 4-4	電力の購入に係る契約の実施状況
問 5-1	自動車の購入に係る契約の取組み状況	問 5-2	自動車の購入に係る契約の評価項目
問 5-3	自動車の購入に係る契約の障害	問 5-4	自動車の購入に係る契約の実施状況
問 6-1	E S C O 事業の実施状況と契約方式	問 6-2	E S C O 事業に係る省エネルギー診断の実施状況
問 7-1	建築に係る契約の環境配慮型プロポーザル方式を制度化状況	問 7-2	建築に係る契約の実施状況
問 7-3	建築に係る契約の障害	問 8	環境配慮契約に取り組む上での阻害要因
問 9-1	環境配慮契約の推進を主管する部署	問 9-2	環境配慮契約の推進を主管する部署名等
問 10	環境配慮契約に際して参考にしてしているもの	問 11	環境配慮契約の効果
問 12	環境配慮契約の進展のために必要な取組	問 13	4 つの分野以外の環境配慮契約
問 14	国の基本方針の見直すべき点	問 15	環境配慮契約全般に関する意見、要望等
問 16	問い合わせ先	—	—

※用語の変更 アンケート調査時では温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針を「推進方針」としていたが、ここでは「契約方針」に変更した

#### 1-4 回答の概要

回収数は1,239サンプル、回収率は66.9%であった。規模別の回収数は、【表Ⅱ】を参照。今回の報告にあたっては、下表の区分による規模別の集計を行っている。

【表Ⅱ 地方公共団体の規模別の回収数】

	発送数	回収数	回収率(%)
都道府県・政令指定都市	64	64	100.0
区市	789	571	72.4
町村	999	604	60.5
合計	1,852	1,239	66.9

※政令指定都市については、平成20年度時点の17都市で集計。

※調査票の発送は、平成20年11月20日現在の地方公共団体の編成に基づくものであり、それ以降の市町村合併は反映されていない。

#### 1-5 集計の概要

集計にあたっては、表Ⅱに示した地方公共団体の規模別集計を基本とし、継続して調査している設問については、過去の調査との比較を行っている。

また、割合等の集計結果については、四捨五入の関係で、合計が必ずしも一致しない場合がある。

## 2. 調査結果

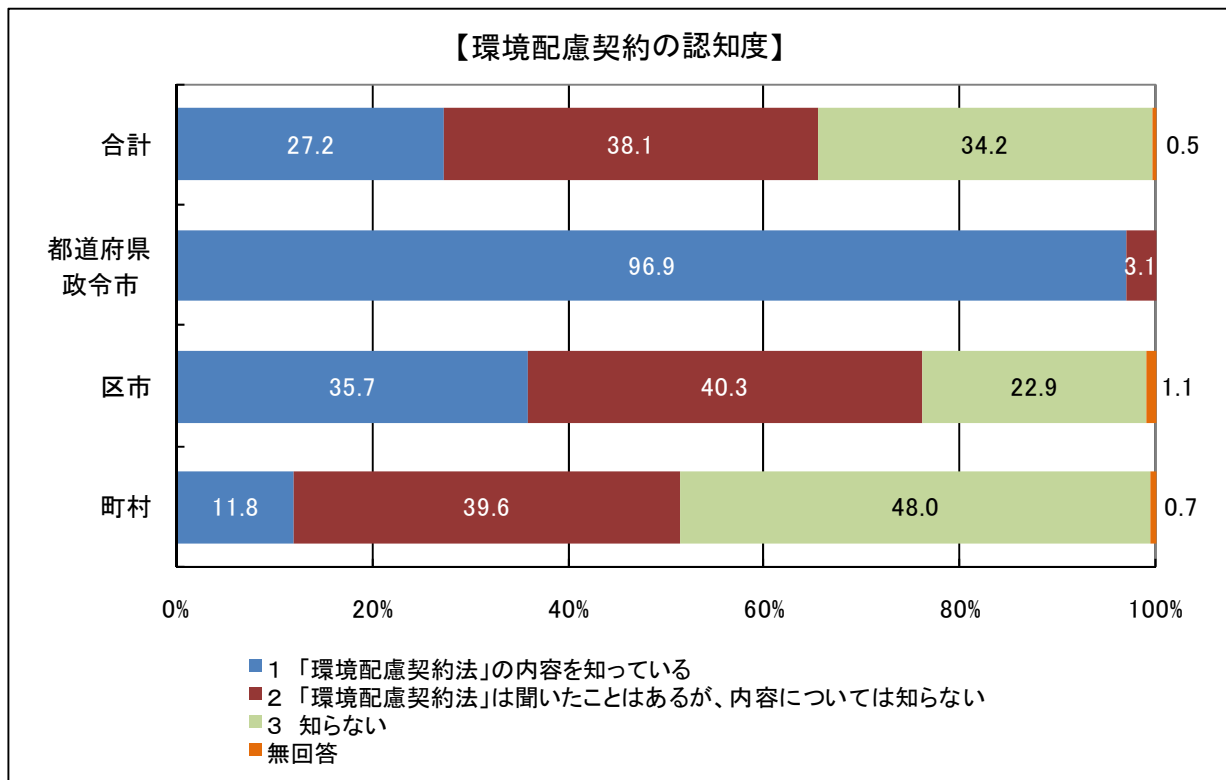
### 環境配慮契約法の認知度

問1 「環境配慮契約法」を知っていますか。

環境配慮契約法の内容を知っていると回答した全体の割合は 27.2%となった。都道府県・政令市では 96.9%とほとんどにおいて知られている。一方、町村では 48.0%が知らないと回答しており、環境配慮契約法の認知度は高いとはいえない。

表 環境配慮契約法の認知度

団体の分類	件数	1 内容を「環境配慮契約法」の	2 聞いたことはあるが、内容は	3 知らない	無回答
合計	1239	337	471	421	10
	100%	27.2%	38.1%	34.2%	0.5%
都道府県、政令市	64	62	2	0	0
	100%	96.9%	3.1%	-	-
区市	571	204	230	131	6
	100%	35.7%	40.3%	22.9%	1.1%
町村	604	71	239	290	4
	100%	11.8%	39.6%	48.0%	0.7%



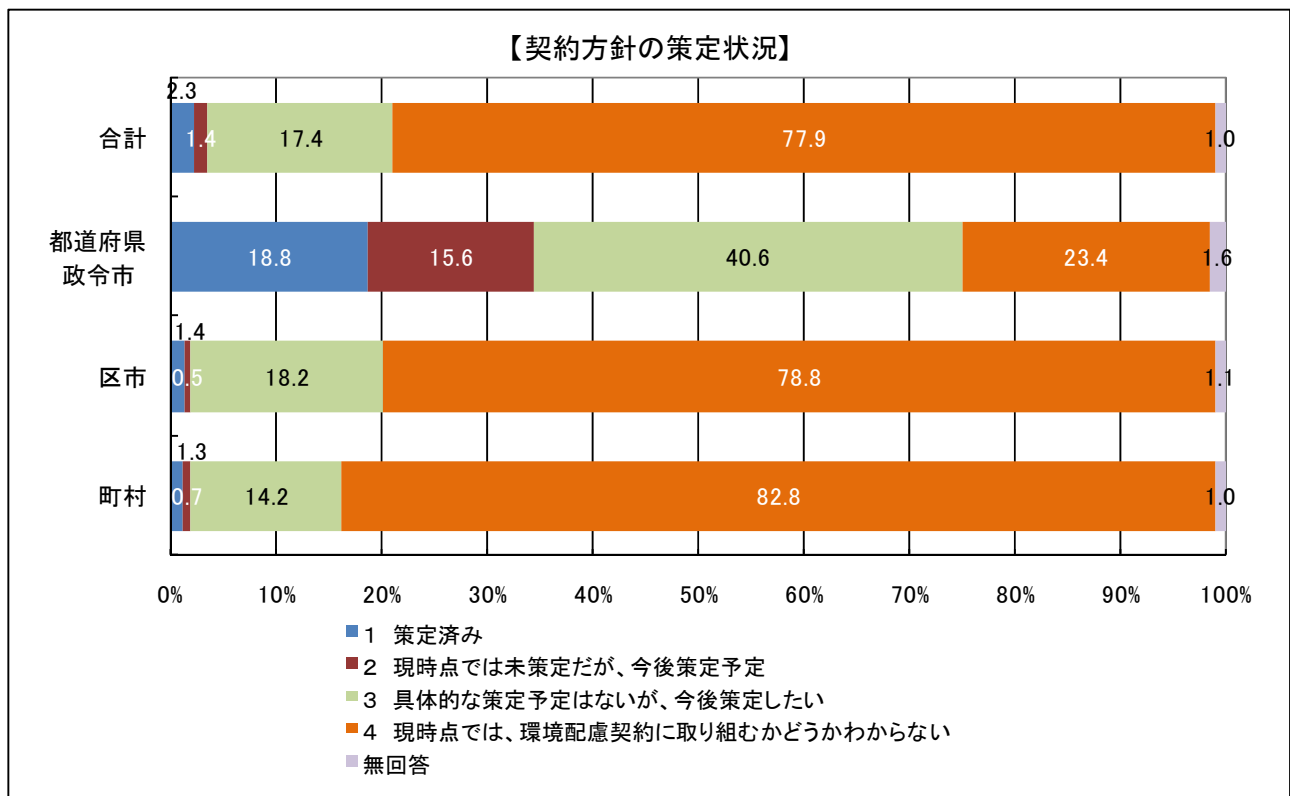
## 契約方針の策定状況

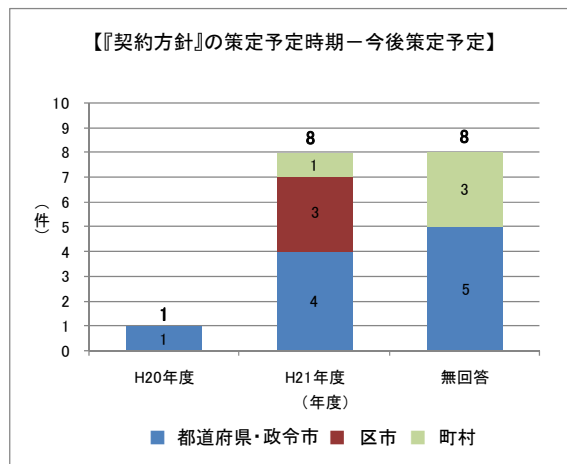
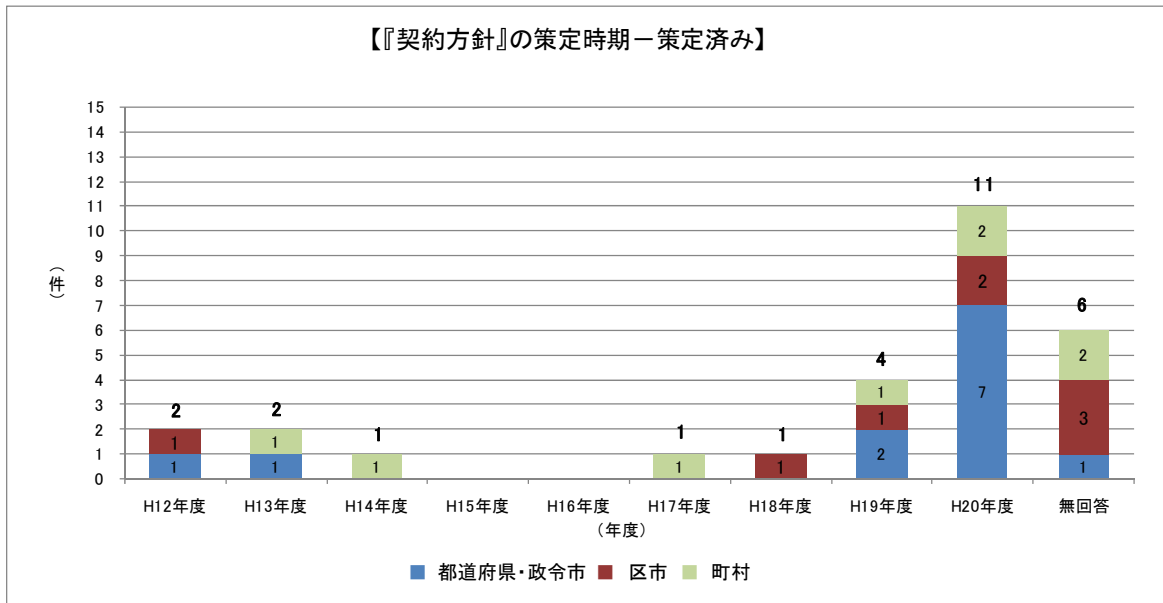
問2 『契約方針』の策定期間又は策定予定期間はいつごろですか。

契約方針を既に策定していると回答した割合は2.3%であった。都道府県・政令市の約8割が策定済み及び今後策定を予定しているのに対し、区市、町村では現時点では環境配慮契約に取り組むかどうか分からないとしているのが8割に及んでいる。

表 契約方針の策定状況

団体の分類	件数	1 策定済み	2 が、現時点では未策定だが、今後策定予定	3 いが、具体的な策定予定はない	4 から約に現時点では、環境配慮	無回答
合計	1239	28	17	216	965	13
	100%	2.3%	1.4%	17.4%	77.9%	1.0%
都道府県、政令市	64	12	10	26	15	1
	100%	18.8%	15.6%	40.6%	23.4%	1.6%
区市	571	8	3	104	450	6
	100%	1.4%	0.5%	18.2%	78.8%	1.1%
町村	604	8	4	86	500	6
	100%	1.3%	0.7%	14.2%	82.8%	1.0%





### 契約方針の位置づけ

問3 問2で「1」、「2」または「3」と回答した団体への調査

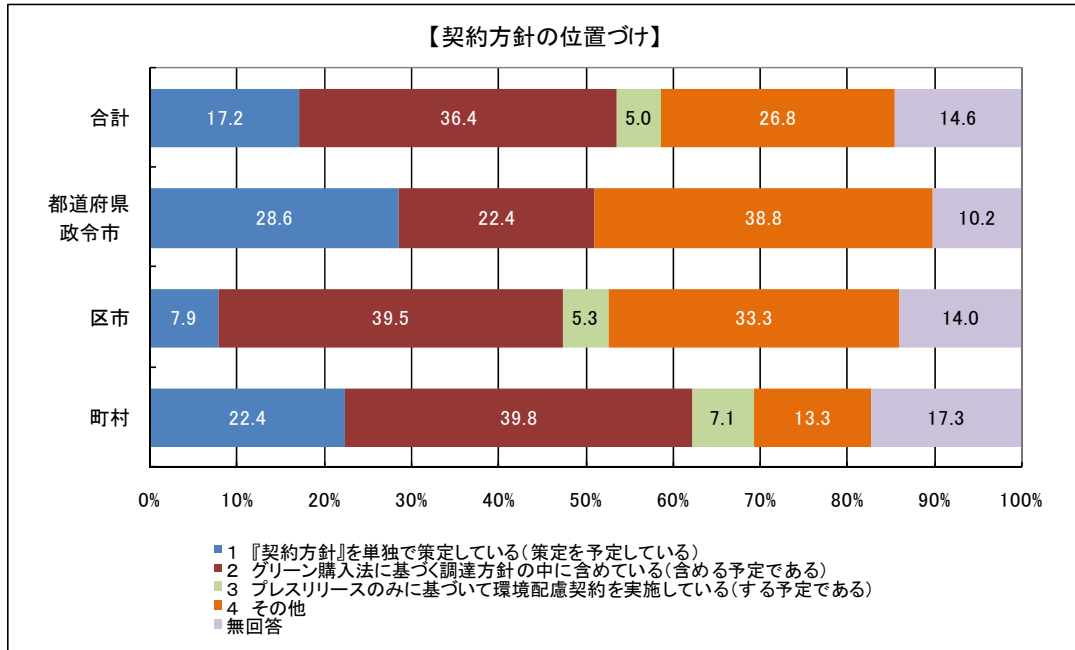
問3-1 『契約方針』はどのような位置付けですか。

表 契約方針の位置づけ

『契約方針』を単独で策定している（または予定）と回答したのは全体の17.2%であった。全体で割合が一番多いのはグリーン購入法の調達方針の中に含めた位置づけであり、36.4%となった。

その他としては「地球温暖化対策実行計画」の中に含める（4件）、ISO14001に位置付け（1件）、未定（26件）などがあった。

団体の分類	件数	1 「契約方針」を単独で策定する	2 グリーン購入法に含める	3 環境配慮契約の実施に基づいて	4 その他	無回答
合計	261	45	95	13	70	38
	100%	17.2%	36.4%	5.0%	26.8%	14.6%
都道府県、政令市	49	14	11	-	19	5
	100%	28.6%	22.4%	-	38.8%	10.2%
区市	114	9	45	6	38	16
	100%	7.9%	39.5%	5.3%	33.3%	14.0%
町村	98	22	39	7	13	17
	100%	22.4%	39.8%	7.1%	13.3%	17.3%



### 契約方針の公表状況

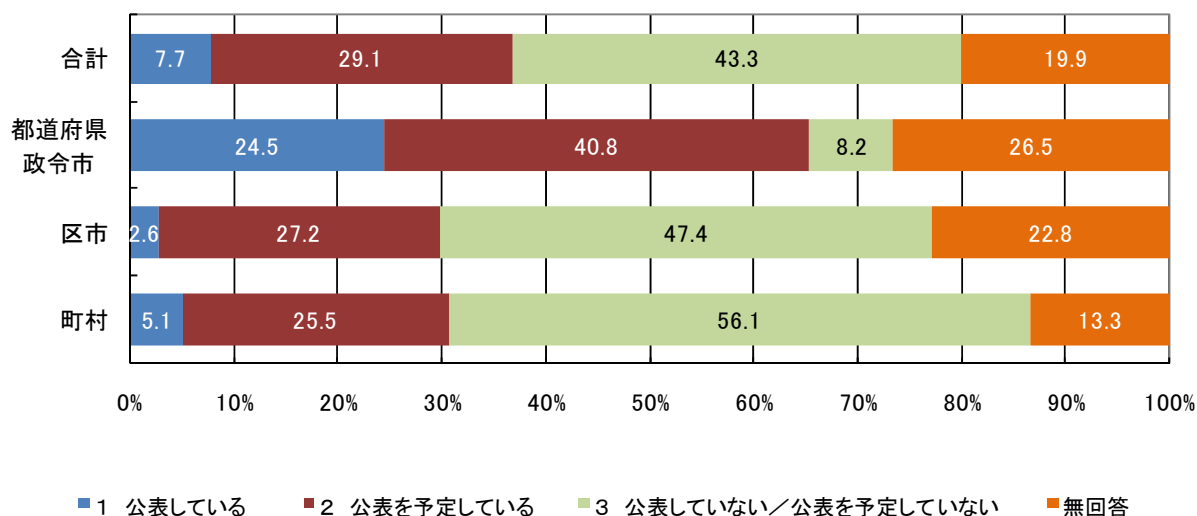
問 3-2 『契約方針』を公表（または公表を予定）していますか。

契約方針を策定済みまたは策定予定と回答した 261 団体のうち、その契約方針を公表していると回答した割合は全体の 7.7%となった。都道府県・政令市でも公表済みは 24.5%であり、これから公表予定としたのは 40.8%であった。

表 契約方針の公表状況

団体の分類	件数	1 公表している	2 公表を予定している	3 を公表していない／公表を予定していない	無回答
合計	261	20	76	113	52
	100%	7.7%	29.1%	43.3%	19.9%
都道府県、政令市	49	12	20	4	13
	100%	24.5%	40.8%	8.2%	26.5%
区市	114	3	31	54	26
	100%	2.6%	27.2%	47.4%	22.8%
町村	98	5	25	55	13
	100%	5.1%	25.5%	56.1%	13.3%

【契約方針の公表】

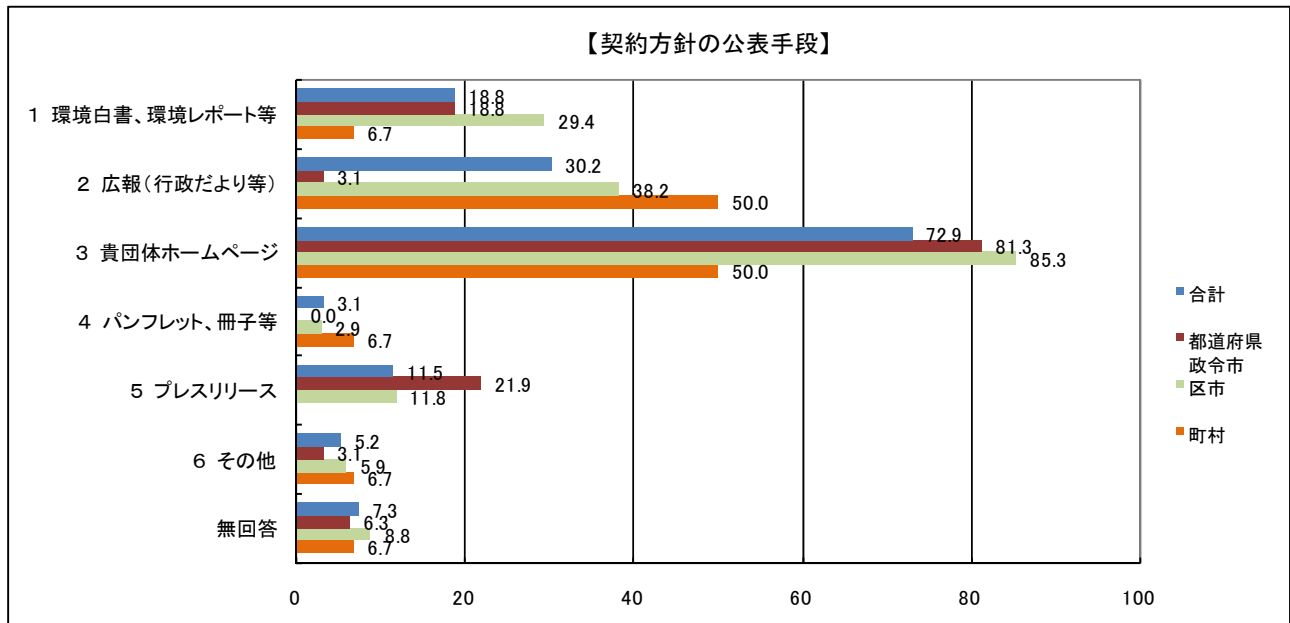


問3-2 公表している場合の公表手段

契約方針の公表手段として一番多く選択されているのはホームページによる公表であり、公表した96団体の72.9%であった。続いて多かったのが広報（行政だより等）であったが、これは都道府県・政令市では1件のみと少なく、区市、町村での割合が高かった。

表 契約方針の公表手段

団体の分類	件数	1	2	3	4	5	6	無回答
		環境白書、環境レポート等	広報（行政だより等）	貴団体ホームページ	パンフレット、冊子等	プレスリリース	その他	
合計	96	18	29	70	3	11	5	7
	100%	18.8%	30.2%	72.9%	3.1%	11.5%	5.2%	7.3%
都道府県、政令市	32	6	1	26		7	1	2
	100%	18.8%	3.1%	81.3%	0.0%	21.9%	3.1%	6.3%
区市	34	10	13	29	1	4	2	3
	100%	29.4%	38.2%	85.3%	2.9%	11.8%	5.9%	8.8%
町村	30	2	15	15	2		2	2
	100%	6.7%	50.0%	50.0%	6.7%	-	6.7%	6.7%



### 電力の購入に係る契約の取組状況

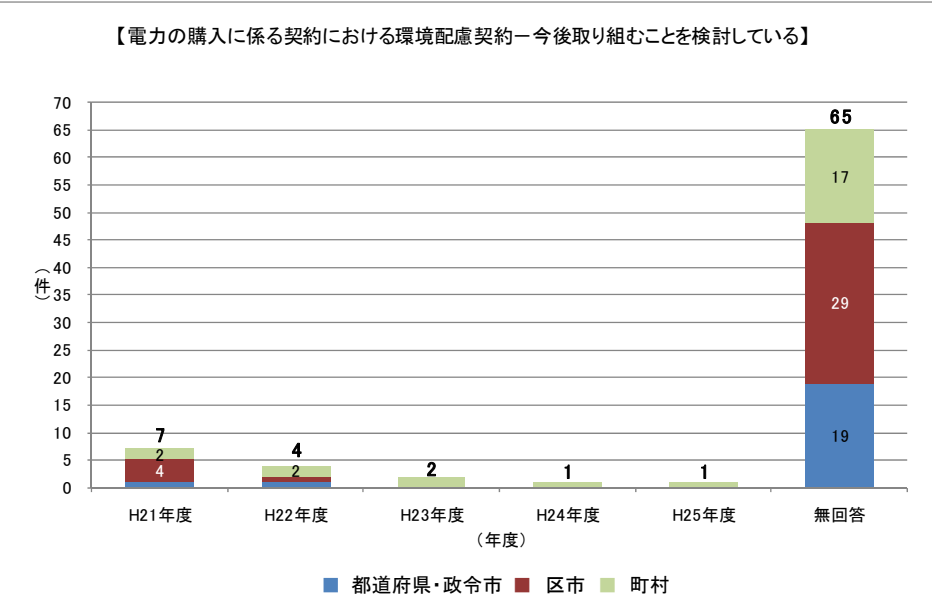
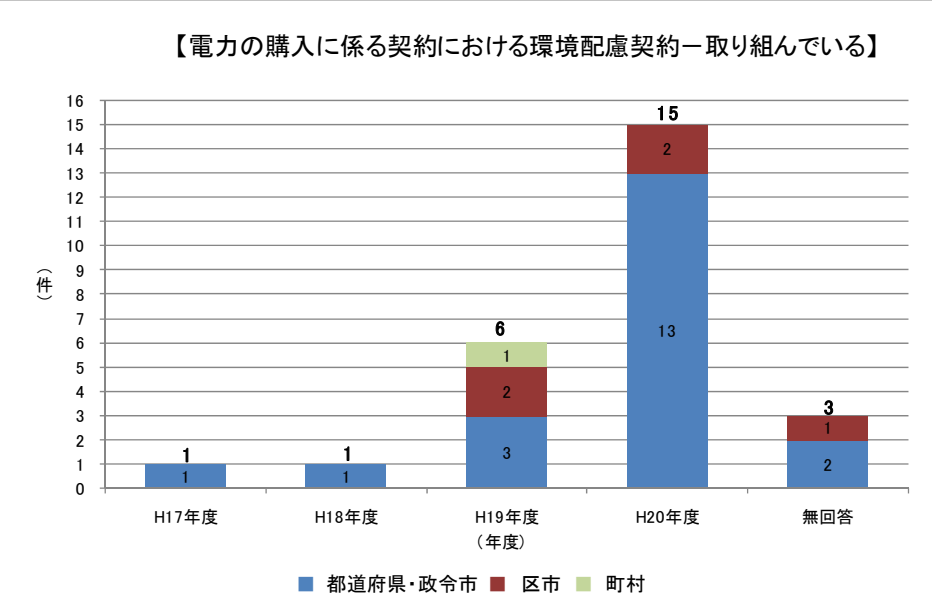
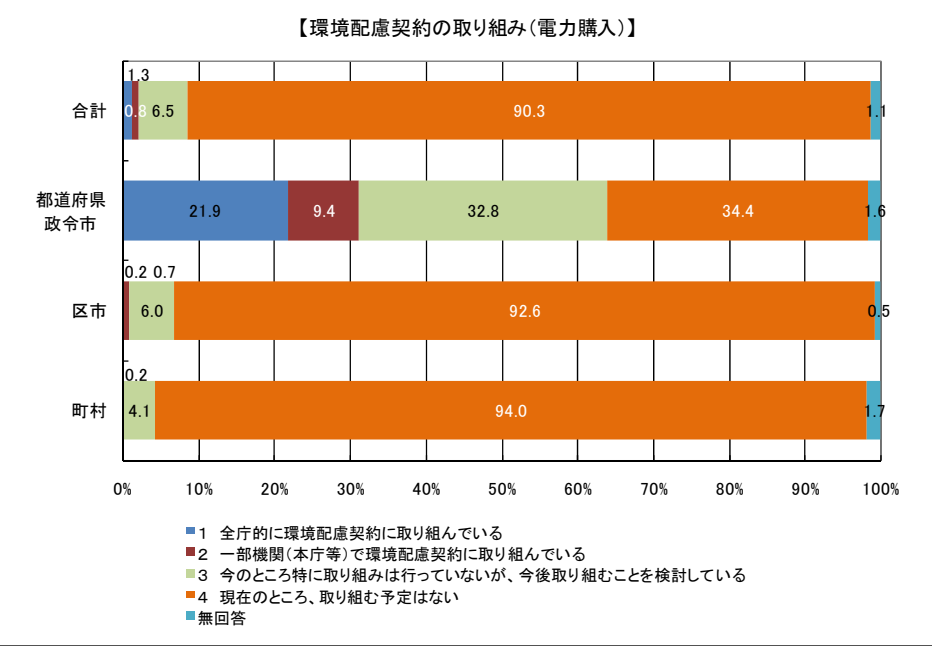
問4-1 電力の購入に係る契約において環境配慮契約に取り組んでいますか。

電力の購入に係る契約に取り組んでいる団体は2.1%（全庁的な取組1.3%、一部での取組0.8%）となった。区市、町村では、現在のところ、取り組む予定はないと答えた割合が90%を超えた。

表 電力の購入に係る契約の取組状況

団体の分類	件数	1	2	3	4	無回答
		全庁的に環境配慮契約に取り組んでいる	一部機関（本庁等）で環境配慮契約に取り組んでいる	今後の取り組みを検討しているが、	現在のところ、取り組む予定はない	
合計	1239	16	10	80	1119	14
	100%	1.3%	0.8%	6.5%	90.3%	1.1%
都道府県、政令市	64	14	6	21	22	1
	100%	21.9%	9.4%	32.8%	34.4%	1.6%
区市	571	1	4	34	529	3
	100%	0.2%	0.7%	6.0%	92.6%	0.5%
町村	604	1	-	25	568	10
	100%	0.2%	-	4.1%	94.0%	1.7%





## 電力の購入に係る契約の評価方法・評価項目

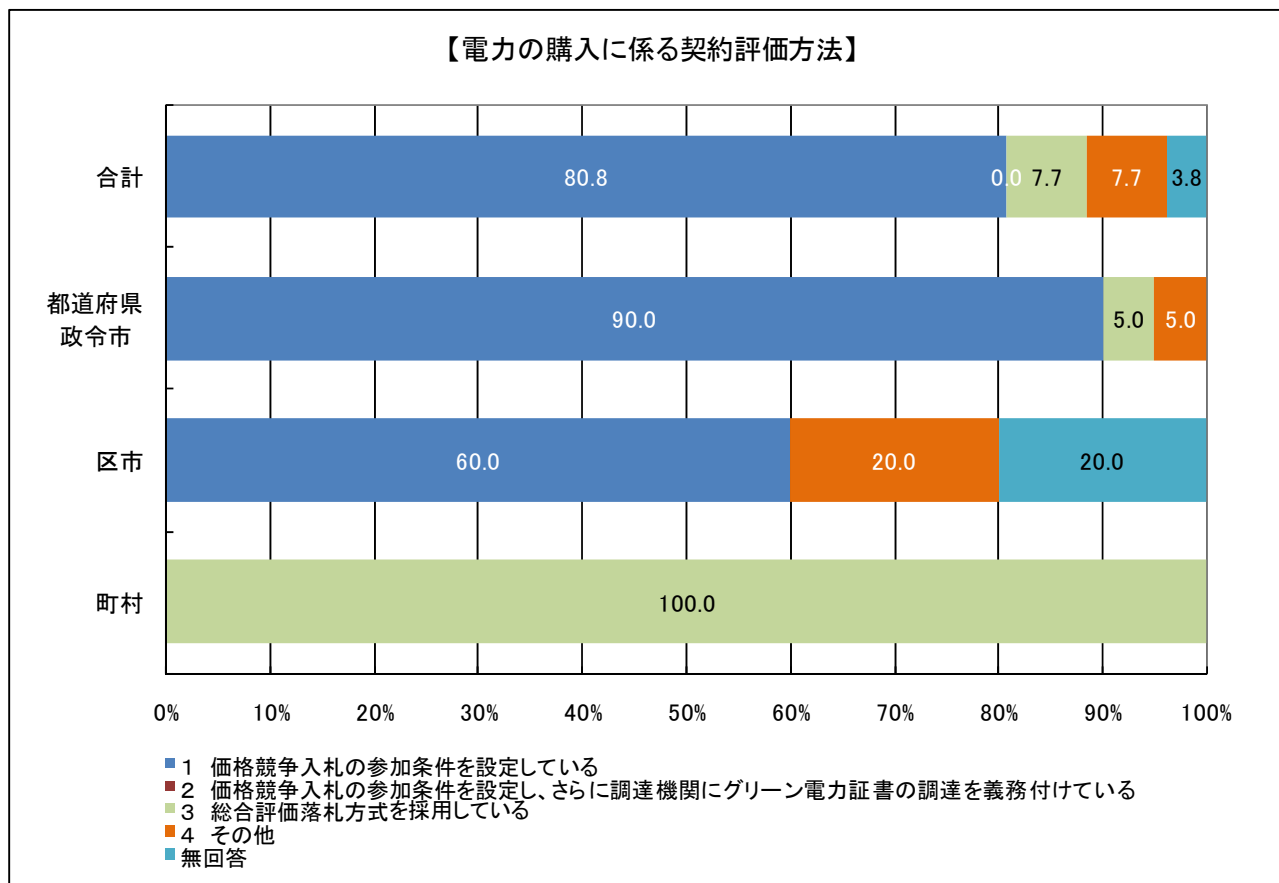
問4-2 問4-1で「1」または「2」と回答された団体への調査  
 どのような評価方法、また、どのような項目を評価に使用していますか。

電力の購入に係る契約の評価方法は価格競争入札の参加条件を設定していることが最も多く80.8%であった。

その他の回答には価格競争入札の参加条件を設定し、さらに調達機関に環境価値の調達を義務付けている（1件）があった。

表 電力の購入に係る契約の評価方法

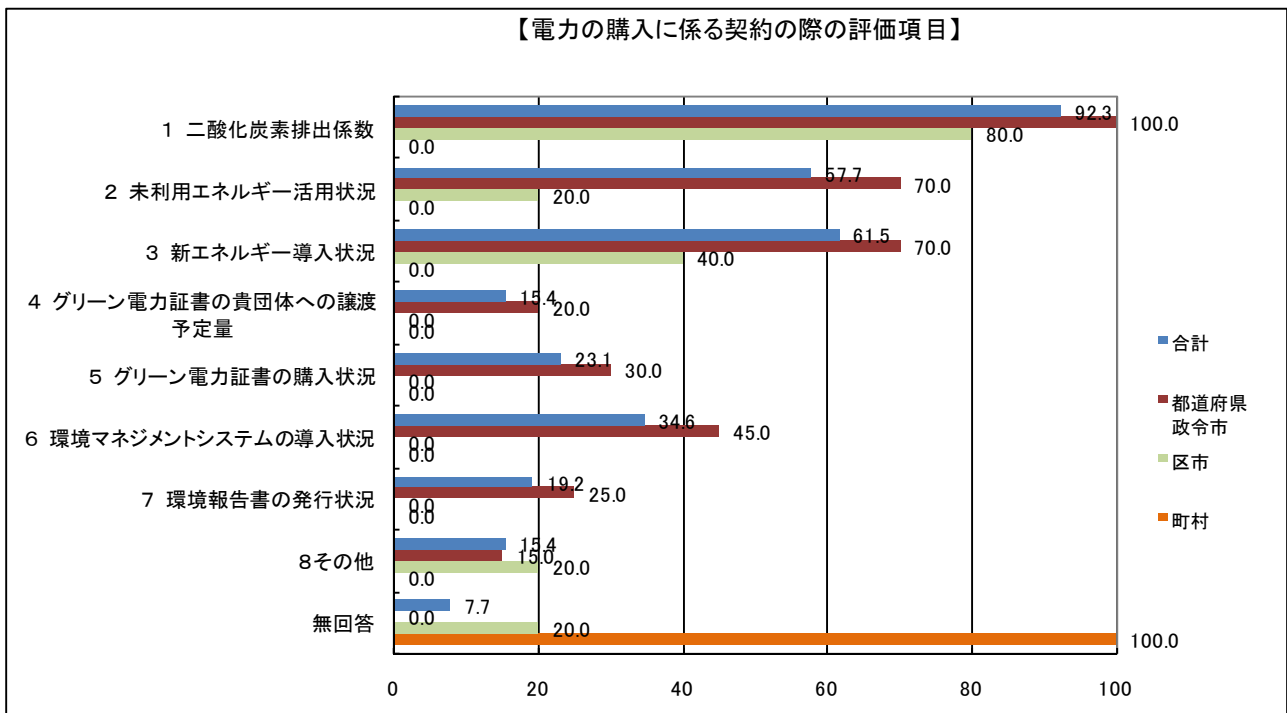
団体の分類	件数	1 価格競争入札の参加条件を設定している	2 価格競争入札の参加条件を設定し、さらに調達機関にグリーン電力証書の調達を義務付けている	3 総合評価落札方式を採用している	4 その他	無回答
合計	26	21	-	2	2	1
	100%	80.8%	-	7.7%	7.7%	3.8%
都道府県、政令市	20	18	-	1	1	-
	100%	90.0%	-	5.0%	5.0%	-
区市	5	3	-	-	1	1
	100%	60.0%	-	-	20.0%	20.0%
町村	1	-	-	1	-	-
	100%	-	-	100.0%	-	-



電力の購入に係る契約の評価項目の状況は以下の表のようになった。二酸化炭素排出係数価格競争入札の参加条件を設定していることが最も多く 92.3%であった。

表 電力の購入に係る契約の評価項目

団体の分類	件数	1	2	3	4	5	6	7	8	無回答
		二酸化炭素排出係数	未利用エネルギー活用状況	新エネルギー導入状況	の譲渡予定量 グリーン電力証書の貴団体へ	グリーン電力証書の購入状況	導入状況 環境マネジメントシステムの	環境報告書の発行状況	その他	
合計	26	24	15	16	4	6	9	5	4	2
	100%	92.3%	57.7%	61.5%	15.4%	23.1%	34.6%	19.2%	15.4%	7.7%
都道府県、政令市	20	20	14	14	4	6	9	5	3	-
	100%	100.0%	70.0%	70.0%	20.0%	30.0%	45.0%	25.0%	15.0%	-
区市	5	4	1	2	-	-	-	-	1	1
	100%	80.0%	20.0%	40.0%	-	-	-	-	20.0%	20.0%
町村	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	100%	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0%



問4-2 その他の回答		
団体の分類	電力の購入に係る契約	
	評価方法	評価項目
都道府県 政令市	価格競争入札の参加条件を設定し、さらに調達機関に環境価値の調達を義務付けている。	
		グリーン購入ネットワークへの加入状況。
		当地域への森林の機能増進活動への参加状況。 当自治体が推進する緑化推進事業への参加状況。
		当自治体内における環境教育への貢献。
市区町村	排出係数等と価格。	

### 電力の購入に係る契約の障害

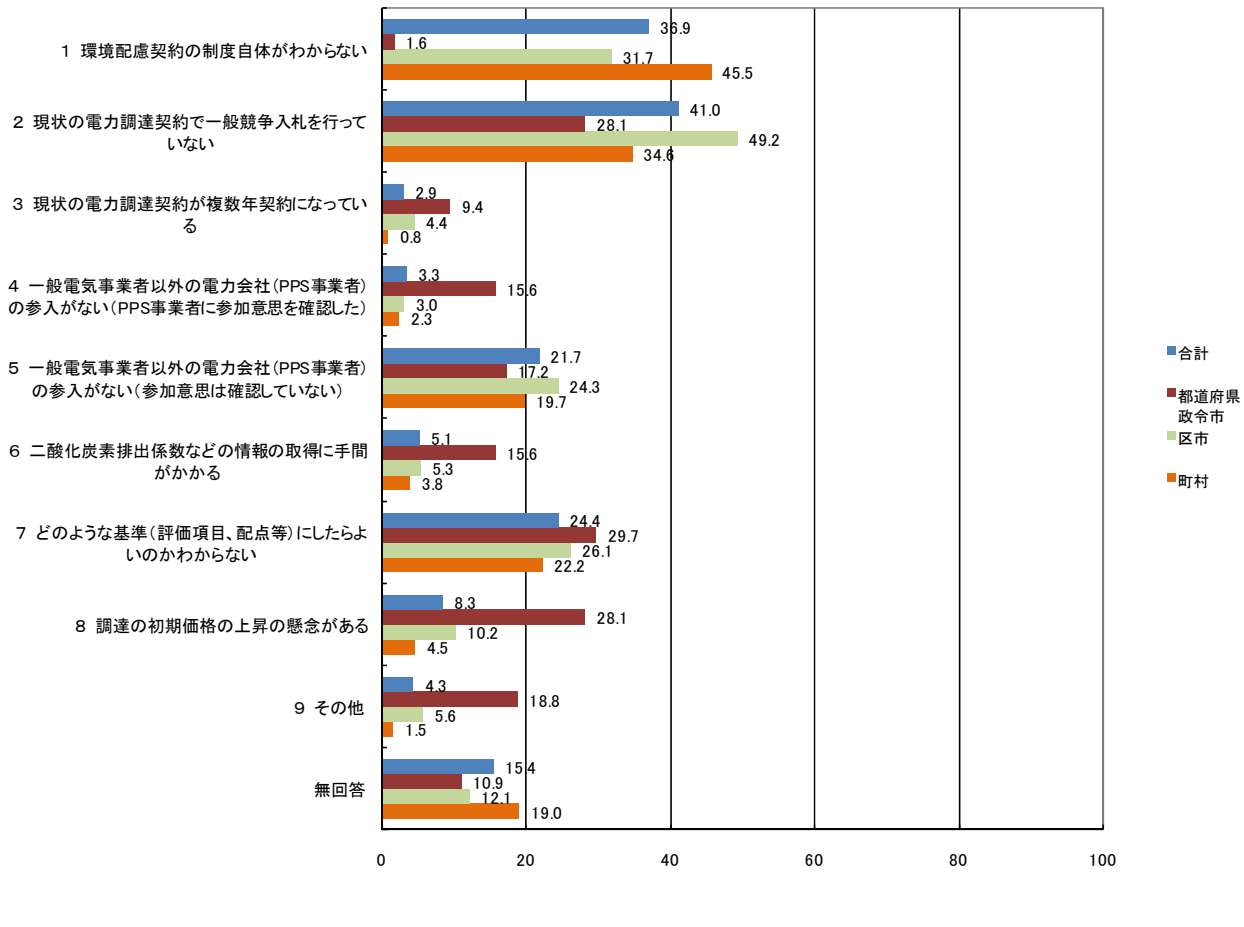
問4-3 電力の購入に係る契約において環境配慮契約に取り組むに当たって障害になっていることはありますか。

電力の購入に係る環境配慮契約を行う際に障害となっている原因は、「電力の調達契約で一般競争入札を行っていない」であり、全体の41.0%の回答があった。環境配慮契約の制度自体が分からないという回答が36.9%、どのような基準にしたらよいか分からないという回答が24.4%と環境配慮契約の理解が進んでいないことなどが障害となっていると考えられる。

表 電力の購入に係る契約の障害

団体の分類	件数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	無回答
		環境配慮契約の制度自体がわからない	現状の電力調達契約で一般競争入札を行っていない	現状の電力調達契約が複数年契約になっている	参加が一般電気事業者以外の電力会社（PPS事業者）の（PPS事業者）の	参加が一般電気事業者以外の電力会社（PPS事業者）の（PPS事業者）の	二酸化炭素排出係数などの情報の取得に手間がかか	どのような基準（評価項目、配点等）にしたらよいかわからない	調達の初期価格の上昇の懸念がある	その他	
合計	1239	457	508	36	41	269	63	302	103	53	191
	100%	36.9%	41.0%	2.9%	3.3%	21.7%	5.1%	24.4%	8.3%	4.3%	15.4%
都道府県、政令市	64	1	18	6	10	11	10	19	18	12	7
	100%	1.6%	28.1%	9.4%	15.6%	17.2%	15.6%	29.7%	28.1%	18.8%	10.9%
区市	571	181	281	25	17	139	30	149	58	32	69
	100%	31.7%	49.2%	4.4%	3.0%	24.3%	5.3%	26.1%	10.2%	5.6%	12.1%
町村	604	275	209	5	14	119	23	134	27	9	115
	100%	45.5%	34.6%	0.8%	2.3%	19.7%	3.8%	22.2%	4.5%	1.5%	19.0%

【環境配慮契約に取り組むに当たっての障害(電力)】



問4-3 その他の回答	
団体の分類	障害
都道府県政令市	電力の購入先として選択できる事業者の数をもともと極めて少なく、競争できるのは本庁舎など一部庁舎に限られる。
	PPS事業者が一社のみで、供給量が少ない。
	PPSは県内に事業所がないことから、日常的な契約・維持管理等への迅速な対応に不安がある他、災害時に復旧対応の連携連絡が不十分となる可能性がある。
	既に企業局から(新エネ等電気である)水力発電による電力を一部調達している。
	WTO案件の入札に入札参加業者へ制限したくないため。
	電力会社の前年度の実績が公表される時期が遅い。
	一般電気事業者の排出係数が最も低いいため、実施しても排出係数が下がる可能性がない。
	関係部署が多く調整に困難を伴う。
PPS事業者の参入が不明(参加意志を照会)。	

問 4-3 その他の回答	
団体の分類	障害
市区町村	新しい制度のため、内容をよく吟味し検討したい。
	今後、予定も含めて検討。
	入札契約方式の整備。
	事業者が一社に限られている。
	現時点で検討されていないため不明。
	本庁舎は、ESCO事業の効果確認のため、来年度末まで同じ電力会社と契約。
	送配電の信頼性。
	災害時等に安定した電力供給が行われるか不安。
	省エネ対策を実施している。
	平成20年度一般競争入札で参加業者は1社（東京電力）であった。
	環境配慮契約の方法が、各省庁・都などで裾切りに関して相違があり、統一されていない。また、グリーン電力との相関も考慮する必要がある。
	グリーン購入の推進について具体化がされていない。
	電力の購入に係る契約がない。
	まだ、検討していない。
	複数の事業者が競争に加われるのか不明。
	近隣にPPS事業者がいない。
	一般電気事業者以外の電力会社が周辺に存在しない。
	継続契約。
	電気事業者が限られている。
	電力業者が東京電力以外にない。
	安定供給の不安。
	具体例として本庁舎の電力の供給契約があるが、通常の一般契約とは異なり、特別高圧電力や夜間電力、ピークカット契約など、現状の庁舎の電力使用料を極力抑える契約を結んでいる中、入札という風に一般化することが難しい。また、安定供給や災害時の対応が不明瞭である。
	PPS事業者がない。
制度を知らなかった。	
現在、一般競争入札を行っているが、環境配慮契約法を考慮し、仕様書の見直しを行う予定である。	
煩雑さと効果のバランスが悪い。	
合併を控え、合併先の制度に併せる為単独では考えてない。	
業者がないため。	
水力発電のため。	

### 電力の購入に係る契約の実施状況

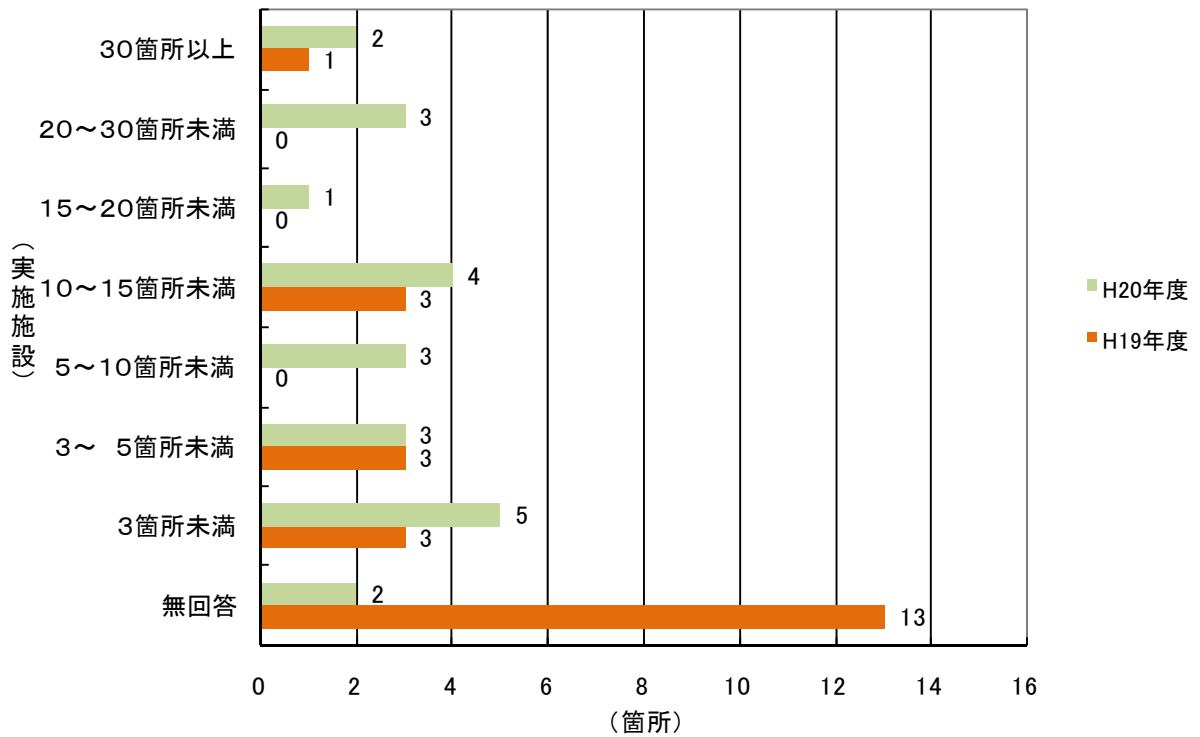
問 4-4 平成19年度又は平成20年度に、電力の購入に係る契約において、環境配慮契約を実施した実績又は実施する予定がありますか。

電力の購入に係る契約の実績があると答えた割合は全体の1.9%とまだまだ、取組が進んでいない。

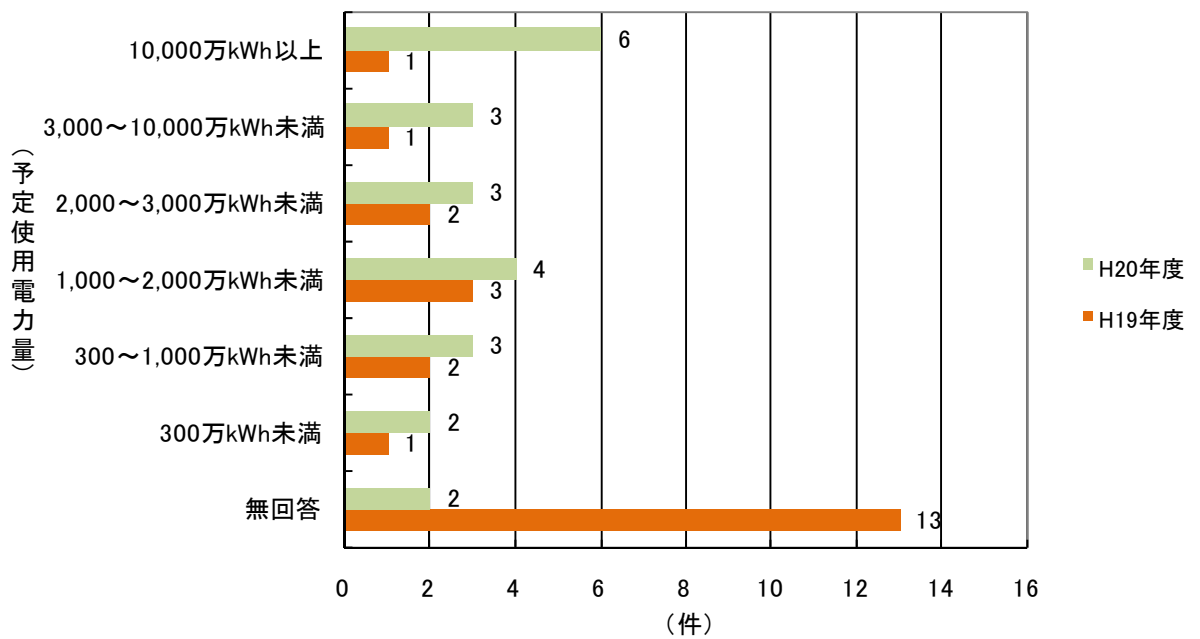
表 電力の購入に係る契約の実施状況

団体の分類	件数	あ る	な い	無 回 答
合 計	1239	23	1110	106
	100%	1.9%	89.6%	8.6%
都道府県、政令市	64	19	45	
	100%	29.7%	70.3%	0.0%
区 市	571	4	527	40
	100%	0.7%	92.3%	7.0%
町 村	604		538	66
	100%	-	89.1%	10.9%

【電力の購入に係る環境配慮契約の実施施設】



【電力の購入に係る環境配慮契約 予定使用電力量】



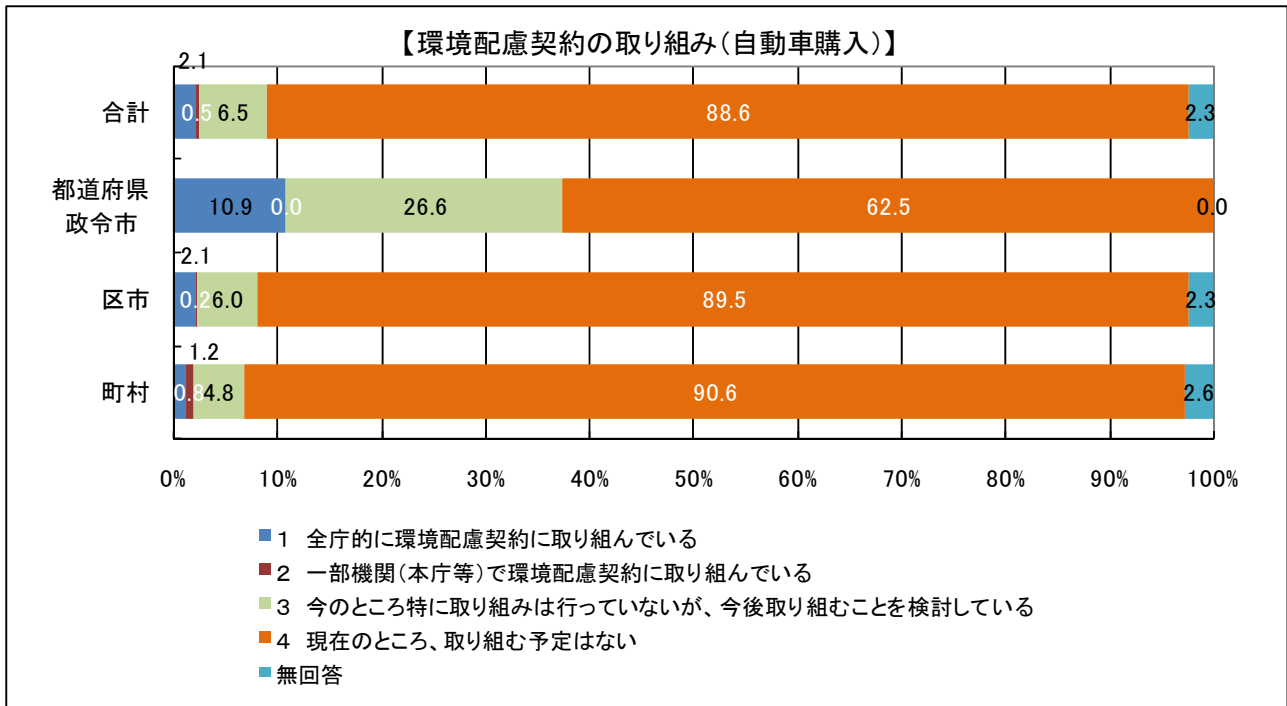
## 自動車の購入に係る契約の取組み状況

問5-1 自動車の購入に係る契約において環境配慮契約に取り組んでいますか。

自動車の購入に係る契約において環境配慮契約に取り組む予定が現在のところないと答えた割合は全体の88.6%となった。都道府県・政令市でも取り組む予定がないという回答が62.5%となり、取組は進んでいないことが分かった。

表 自動車の購入に係る契約の取組み状況

団体の分類	件数	取組全庁的にしている	一部機関(本庁等)で環境配慮契約に取り組んでいる	は3つ今ところ特に今後取組み	予定は現在のところ、取り組む	無回答
合計	1239	26	6	80	1098	29
	100%	2.1%	0.5%	6.5%	88.6%	2.3%
都道府県、政令市	64	7		17	40	
	100%	10.9%	0.0%	26.6%	62.5%	0.0%
区市	571	12	1	34	511	13
	100%	2.1%	0.2%	6.0%	89.5%	2.3%
町村	604	7	5	29	547	16
	100%	1.2%	0.8%	4.8%	90.6%	2.6%





## 自動車の購入に係る契約の評価項目

問5-2 問5-1で「1」または「2」と回答された団体への調査

自動車の購入に係る契約においてどのような評価方法ですか。

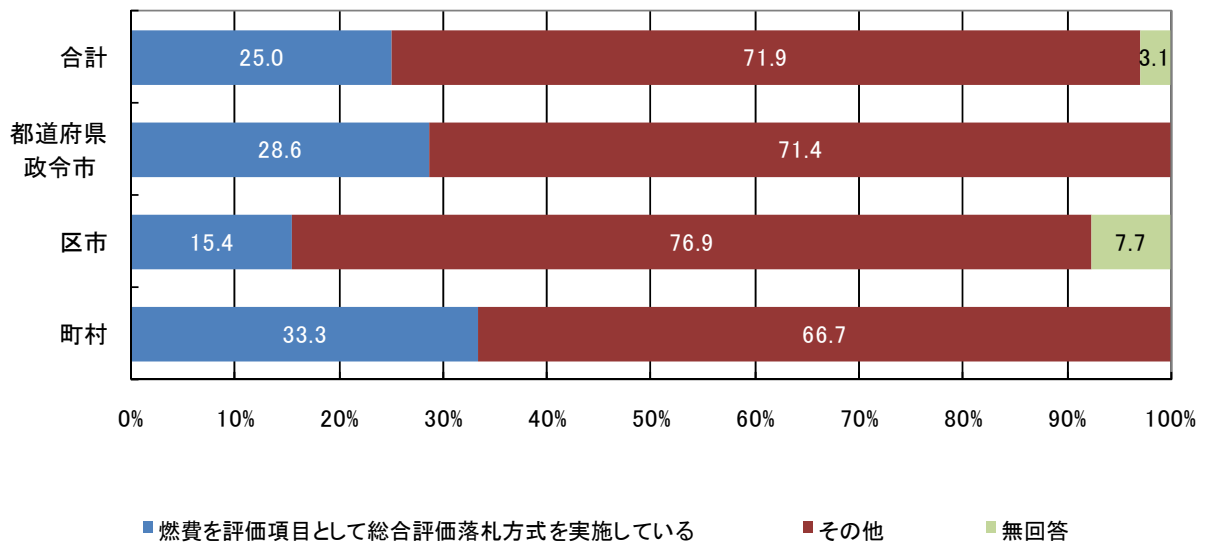
自動車の購入に係る契約を行っている  
と回答した 32 団体のうち、評価項目で燃  
費を評価項目として総合評価落札方式を  
実施していると答えたのは 25%であった。

その他として、仕様書に環境配慮事項を  
盛り込む（4 件）、星 3 コ以上＋低燃費の車  
両であることを条件に、価格競争（1 件）  
などがあつた。

表 自動車の購入に係る契約の評価項目

団体の分類	件数	方と 1 式し を燃 実総 施合 をし評 て価 い落 る項 目	2 そ 他	無 回 答
合 計	32 100%	8 25.0%	23 71.9%	1 3.1%
都道府県、政令市	7 100%	2 28.6%	5 71.4%	-
区 市	13 100%	2 15.4%	10 76.9%	1 7.7%
町 村	12 100%	4 33.3%	8 66.7%	-

【自動車の購入に係る契約条件】



問5-2 その他の回答	
団体の分類	自動車の購入に係る契約
	評価方法
都道府県 政令市	庁用自動車に係る導入要綱を定め低公害車と主に低燃費車も優先導入することとしている。
	八都府県市指定低公害車の基準で環境負荷及び燃費性能等。
	公用車への低公害、低燃費車導入方針、目標100%。
	グリーン購入法に基づく国の「特定調達品目」の判断基準を満たしているもの。
	可能な限り低排出ガス、低燃費の自動車を購入することとし、購入手続きの前に担当課との事前協議が必要となる。
市区町村	低公害車導入計画。
	排出ガス規制等を仕様書に盛り込んでいる。
	ハイブリット車などを購入するように努力している。
	仕様書に環境対策事項を記載。
	星3コ以上+低燃費の車両であることを条件に、価格競争。
	入札の際、仕様書に明記。
	燃料基準達成車及び低排出ガス車、両方を評価項目として購入している。
	庁内の検討委員会で車種の決定を行う。
	車種もハイブリッドと指定している。
	低排出ガス認定車や燃費。
	燃費を考慮して車種を選定した。
	仕様書にて天然ガス、八都府県市指定低公害、良低排出ガスなど指定して指名競争入札。
	車輛の減、及び更新車輛を小型化し、燃費の向上を図る。
燃費及び環境適合基準を参考に優秀な車種を選定している。	

### 自動車の購入に係る契約の障害

問5-3 自動車の購入に係る契約において環境配慮契約に取り組むに当たって障害になっていることはありますか。

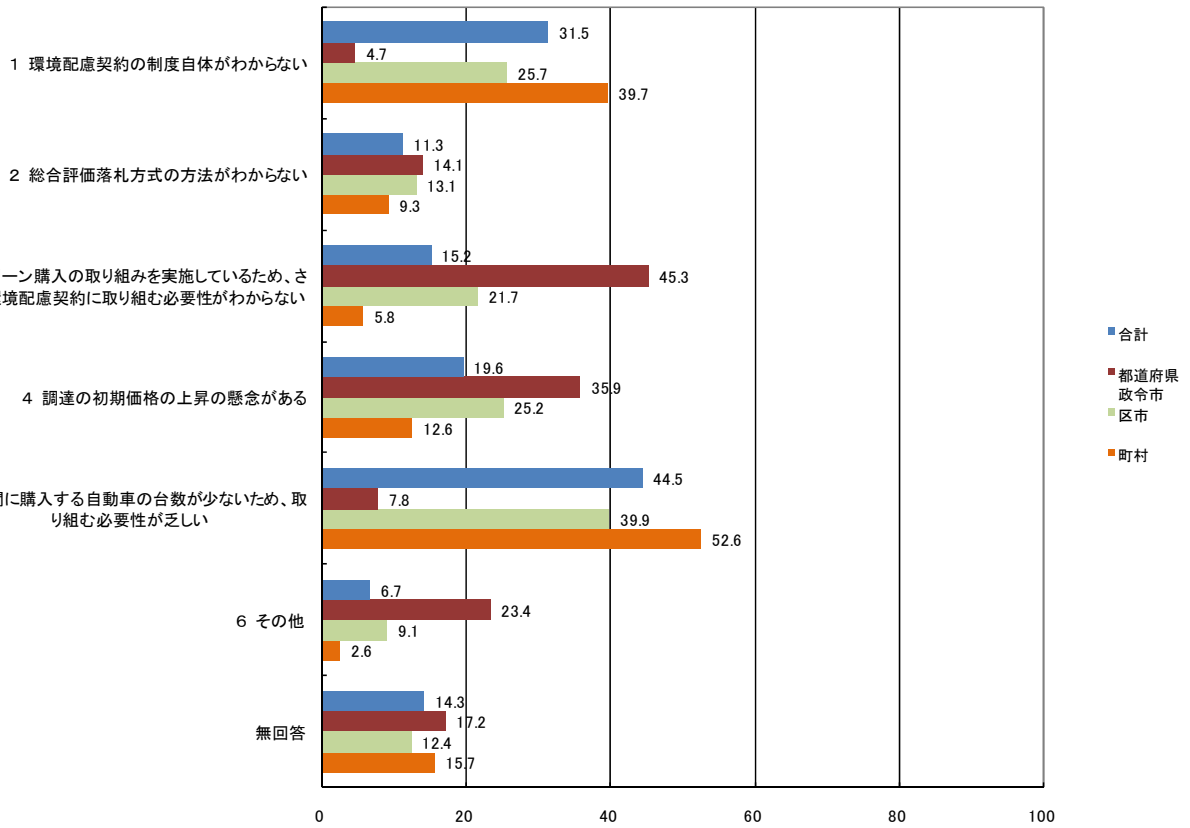
表 自動車の購入に係る契約の障害

自動車の購入に係る契約の障害は、制度自体の理解ができていないという回答の割合が一番多く31.5%となった。

既にグリーン購入の取組が進んでいる都道府県・政令市からは、さらに環境配慮契約に取り組む必要性がわからないという回答が45.3%と多くの割合を占めた。

団体の分類	件数	ない	ない	りて3	る4	ない5	6	無回答
		環境配慮契約の制度自体がわから	総合評価価格方式の方法がわから	組むグリーン購入の環境配慮契約実施し	調達の初期価格の上昇の懸念があ	年間購入する自動車台数が少	その他	
合計	1239	390	140	188	243	551	83	177
	100%	31.5%	11.3%	15.2%	19.6%	44.5%	6.7%	14.3%
都道府県、政令市	64	3	9	29	23	5	15	11
	100%	4.7%	14.1%	45.3%	35.9%	7.8%	23.4%	17.2%
区市	571	147	75	124	144	228	52	71
	100%	25.7%	13.1%	21.7%	25.2%	39.9%	9.1%	12.4%
町村	604	240	56	35	76	318	16	95
	100%	39.7%	9.3%	5.8%	12.6%	52.6%	2.6%	15.7%

【環境配慮契約に取り組むに当たっての障害(自動車)】



問5-3 その他の回答	
団体の分類	障害
都道府県 政令市	「公用車への低公害車導入の基本的考え方」を定めており、実質的に環境に配慮した契約に取り組んでいる。環境配慮契約について今後検討していく予定。
	県独自の「茨城県低排出ガス低燃費自動車購入方針」を策定しているため取り組む必要性が乏しい。
	契約方式変更の調整等が困難。
	導入自治体が少ない。周辺自治体では電気自動車の購入などの施策方針を打ち出し、対応をしている。総合評価落札方式の導入にあたって調整すべき事項が多い。ハイブリッド車とガソリン車の能力比較方法など。
	必要台数の確保と予算の制約とのジレンマ。
	現在、グリーン購入をベースに自動車の調達基準を設定している為、環境配慮契約法上の取組と調整が必要となっている。
	車種ごとに標準点と加算点が示されていない。
	神戸市公用車導入基準を策定・運用し、それをグリーン購入の取り組みに採用している。
	関係部署が多く調整に困難を伴う。
	購入条件に該当する車種が限られ、競争が成り立たない。
	庁内関係課との調整。
原油高騰等社会情勢を考慮すると、必ずとも総合評価落札方式とおりになるとは言い難いため。	

問5-3 その他の回答	
団体の分類	障害
市区町村	新しい制度のため、内容をよく吟味し検討したい。
	入札契約方式の整備。
	経費節減を主眼に、中古車の購入をしている。
	財政難であり自動車を購入する予定がない。
	総合評価落札方式への移行自体が少々障害があって進んでいない。
	予算が取れない。
	グリーン購入の取り組みを実施している。
	購入価格が高い。
	評価項目及び配点等が分からない。
	実際に購入した車両は環境配慮対応となっている。
	「熊谷市地球温暖化対策実行計画平成20年3月策定」の中で「熊谷市環境にやさしい自動車導入方針」を定めているので、当面はそれに基づく購入で充分かと考えているが、その判断が難しいところかと考える。
	車種ごとに単一メーカーの車種に偏る可能性があり、販売者ごとの競争ではなくなる。
	購入でなく、全てリース契約している。
	総合評価方式を実施する体制が整っていない。
	車両の小型化（排気量）、車両の削減など独自の取組。
	グリーン購入の推進について具体化されていない。
	入札仕様書に八都県指定低公害車であることを条件に付している。
	どのような基準（評価項目、配点等）にするべきか十分に検討する必要がある。
	当市で購入する車輛（ライトバン）等においては、選択の幅は少ない。
	EMSにおいて低公害車の導入手順を定めている。
	耐用年数が短いプリウスは、6年で帯電能力が劣化し交換となった。
	CNG車に限定している為、これ以上に取組む必要性を感じない。
	自動車環境管理計画に基づき全庁的に低公害車導入を進めている為あえて必要ないと考える。
	購入価格が割高になる。
	特装車（消防車、塵芥車）の情報取得が困難。
	本町では車両はほとんどがリース契約であり、購入は特殊車両に限られる。
	財源不足。
	市独自の低公害車導入指針を定めているので、取組む必要性が乏しい。
	総合評価方式を取り入れていない。
	評価として示された例が3つあるためわかりづらい。ソフトがダウンロードできることが望ましい。
	今後取り組むことを検討しているので、目下の所障害はない。
	購入価格が高め。
	燃費の良い軽自動車を優先的に購入しており、評価項目に入れなくても良いと考えている。
リース解約時に排出ガス低減レベルを確認する程度。	
事務量の増加。	
総合評価方式での学識経験者の継続的な確保体制、意見聴取児の費用が不安。	
車両を指定している為。	
公用車の更新は購入でなく、リースで行っているため、リースにおいても環境配慮契約ができるかどうか分からない。	
車種が少ない。	
所属ごとに購入しているため、主担当課がはっきりしない。	

問5-3 その他の回答	
団体の分類	障害
	財政、契約、調達等各方面の調整。
	購入予算がない。
	行政目的等が確実に達成できるように適切に勘案して入札条件を設定し、また入札参加者がそれ理解し、自動車を選定することが困難。
	全てリースとしている。但し、低排出を条件としている。
	価格が高い。
	メーカーが限定されている。
	車種指定の購入契約。
	財政状況が厳しい。
	落札方式の具体的な設定の方法がわからない。
	総合評価落札方式では時間がかかりすぎ、事務が煩雑。
	平成21年度より公用車は基本的にリース契約とする為。
	予算削減で新規購入予定が無。
	合併を控え、合併先の制度に併せる為単独では考えてない。
	購入しようとする自動車の仕様書に「燃費〇〇?/km以上」の等の項目を入れることにより、あえて総合評価方式を採用する必要はないと考える。

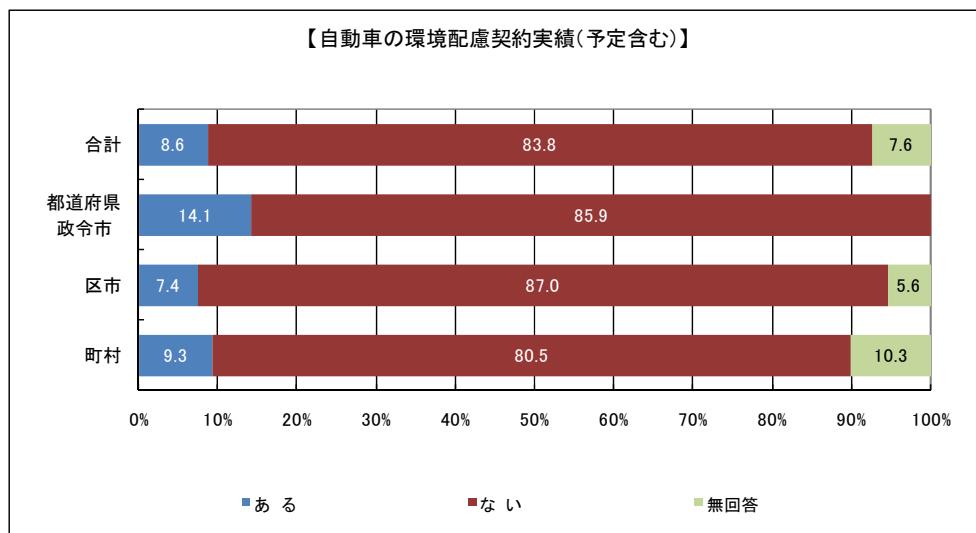
### 自動車の購入に係る契約の実施状況

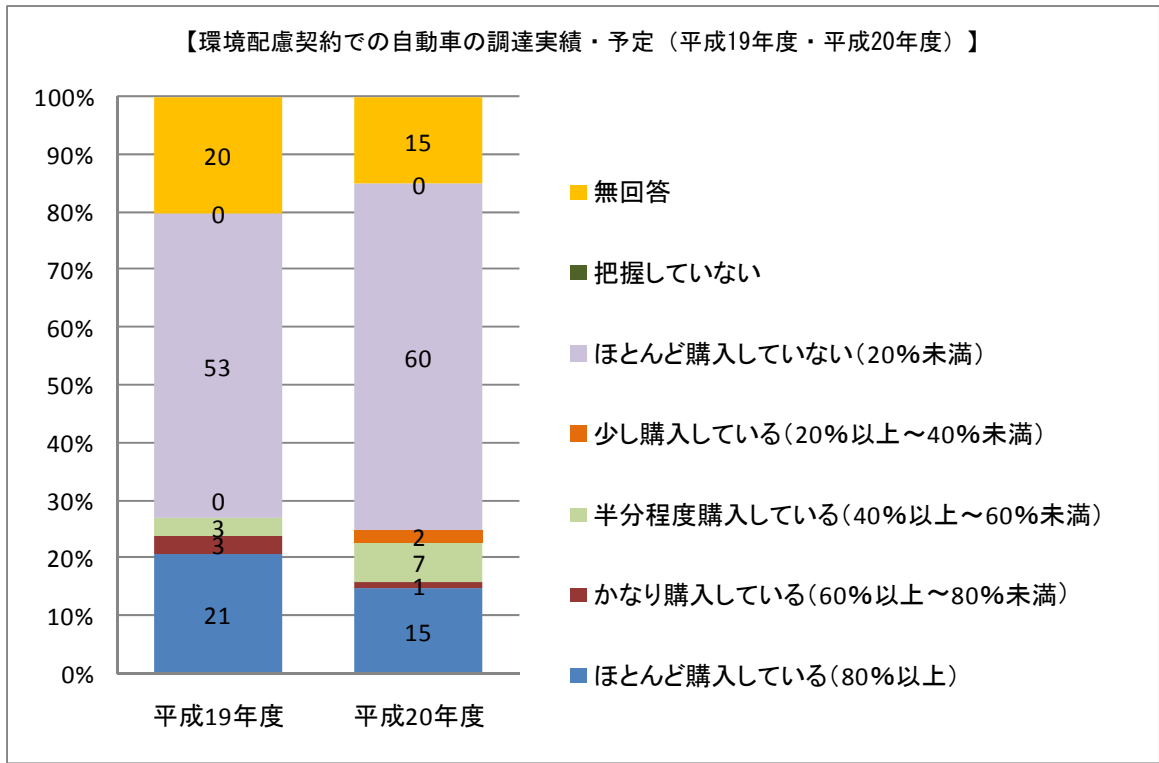
問5-4 平成19年度及び平成20年度に、自動車の購入に係る契約において、環境配慮契約で自動車を調達した実績又は平成20年度中に調達する予定がありますか。

自動車の購入に係る契約の実績がある（または予定）と答えた割合は全体の8.6%となった。そのうち、購入した全ての自動車のうち、環境配慮契約によって購入した自動車の割合が80%以上となったのは、平成19年度で21件、平成20年度で15件となった。

表 自動車の購入に係る契約の実施状況

団体の分類	件数	あ る	な い	無 回 答
合 計	1239	107	1038	94
	100%	8.6%	83.8%	7.6%
都道府県、政令市	64	9	55	-
	100%	14.1%	85.9%	-
区 市	571	42	497	32
	100%	7.4%	87.0%	5.6%
町 村	604	56	486	62
	100%	9.3%	80.5%	10.3%





### ESCO事業の実施状況と契約方式

問6-1 平成16年度～平成20年度の間、ESCO事業を実施した実績又は実施する予定がありますか。

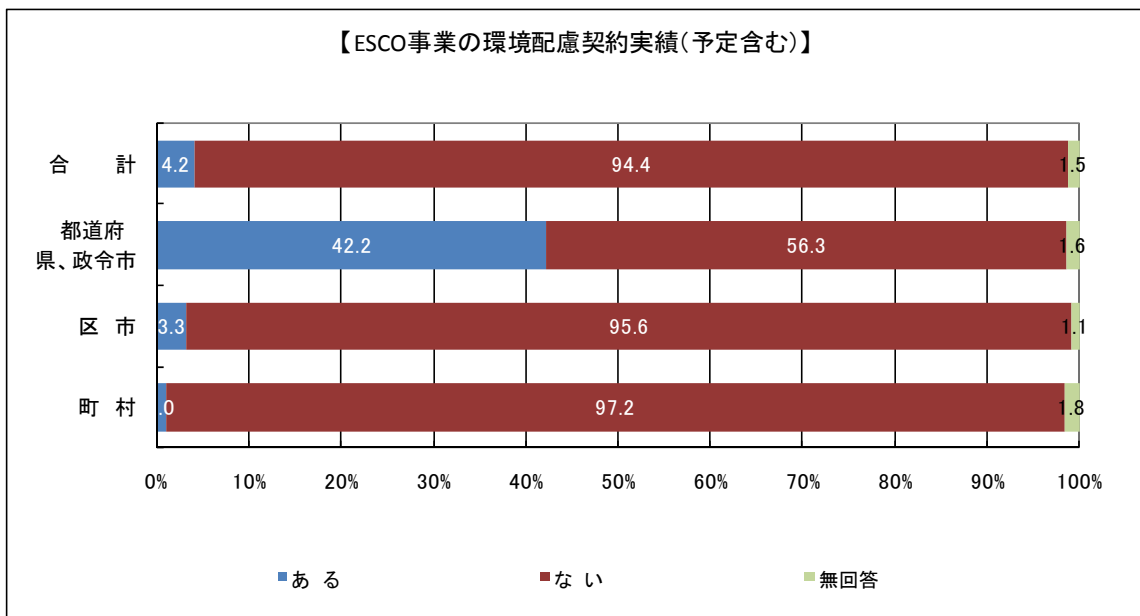
表 ESCO事業の実施状況と契約方式

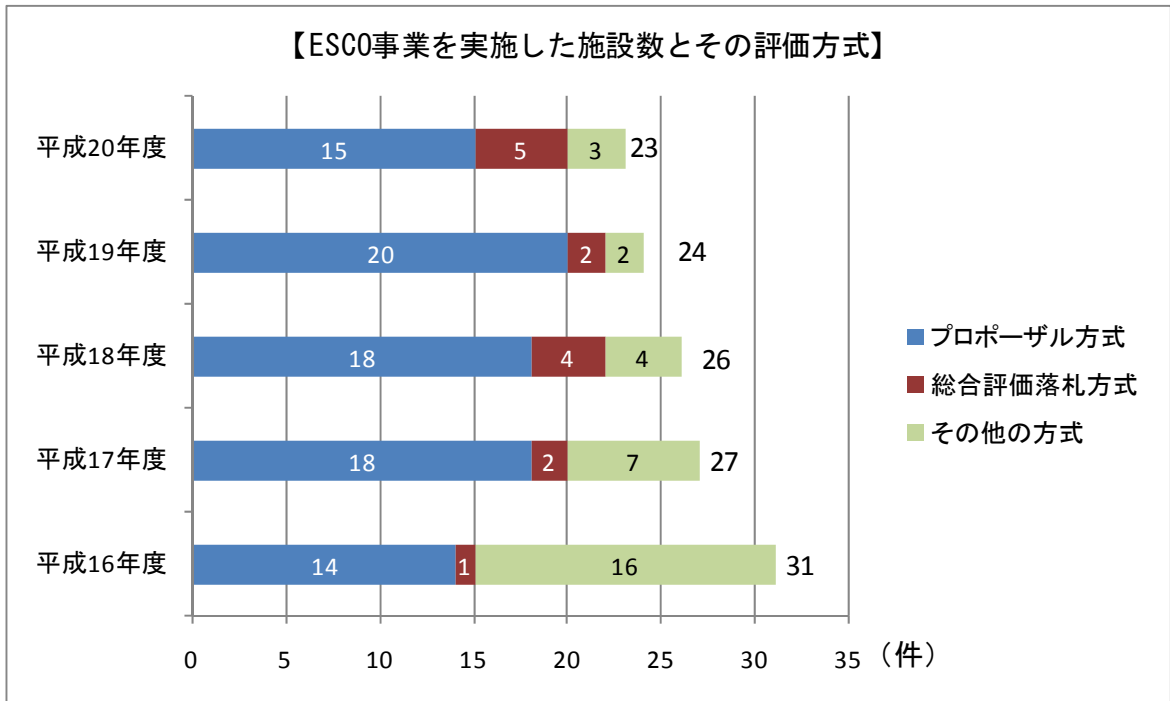
ESCO事業を実施した実績（または予定）があると回答した割合は4.2%であった。

都道府県・政令市では42.2%と半分にはやや満たないが多くの自治体で取り組まれている。

また、ESCO事業を実施する際の契約方式はプロポーザル方式が年々増えている。

団体の分類	件数	あ る	な い	無 回 答
合 計	1239	52	1169	18
	100%	4.2%	94.4%	1.5%
都道府県、政令市	64	27	36	1
	100%	42.2%	56.3%	1.6%
区 市	571	19	546	6
	100%	3.3%	95.6%	1.1%
町 村	604	6	587	11
	100%	1.0%	97.2%	1.8%





**ESCO事業に係る省エネルギー診断の実施状況**

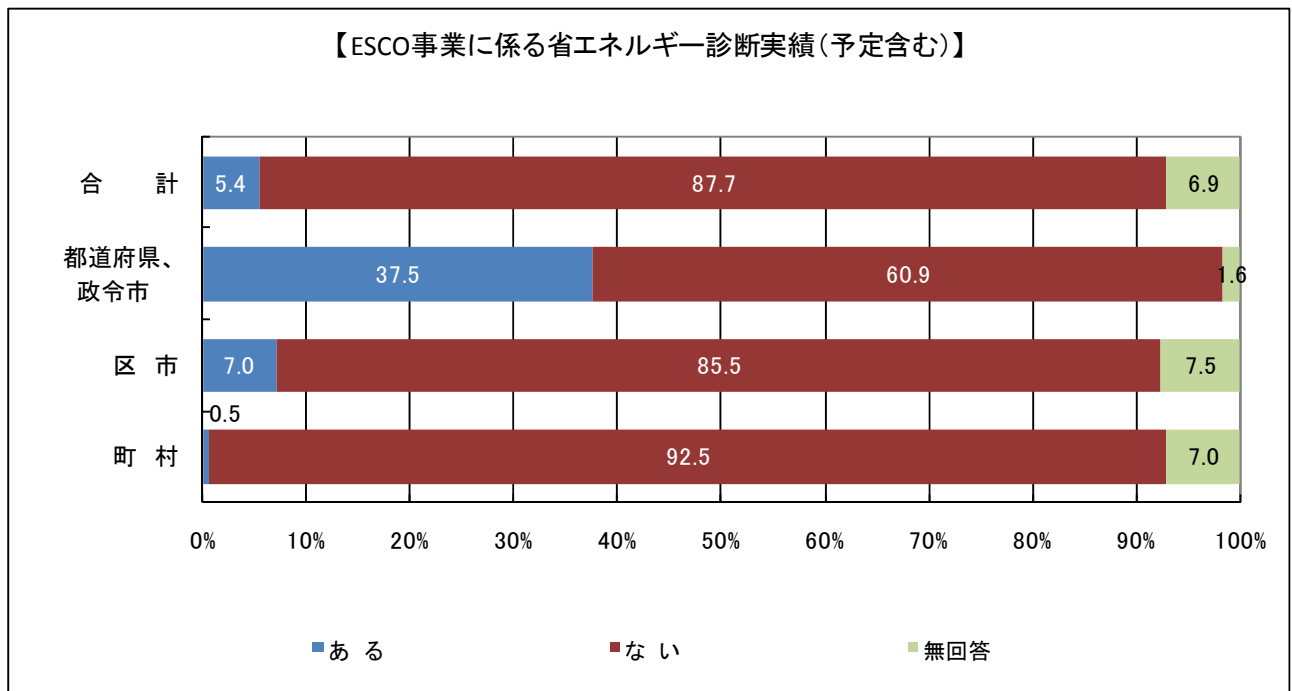
問6-2 平成19年度及び平成20年度に、ESCO事業に係る省エネルギー診断（簡易ESCO診断、フィージビリティ・スタディ等）を実施した実績又は実施する予定がありますか。

ESCO事業に係る省エネルギー診断を実施（または予定）すると回答した割合は5.4%となった。

都道府県・政令市では37.5%が「ある」と回答した。

表 ESCO事業に係る省エネルギー診断の実施状況

団体の分類	件数	あ る	な い	無 回 答
合 計	1239	67	1086	86
	100%	5.4%	87.7%	6.9%
都道府県、政令市	64	24	39	1
	100%	37.5%	60.9%	1.6%
区 市	571	40	488	43
	100%	7.0%	85.5%	7.5%
町 村	604	3	559	42
	100%	0.5%	92.5%	7.0%



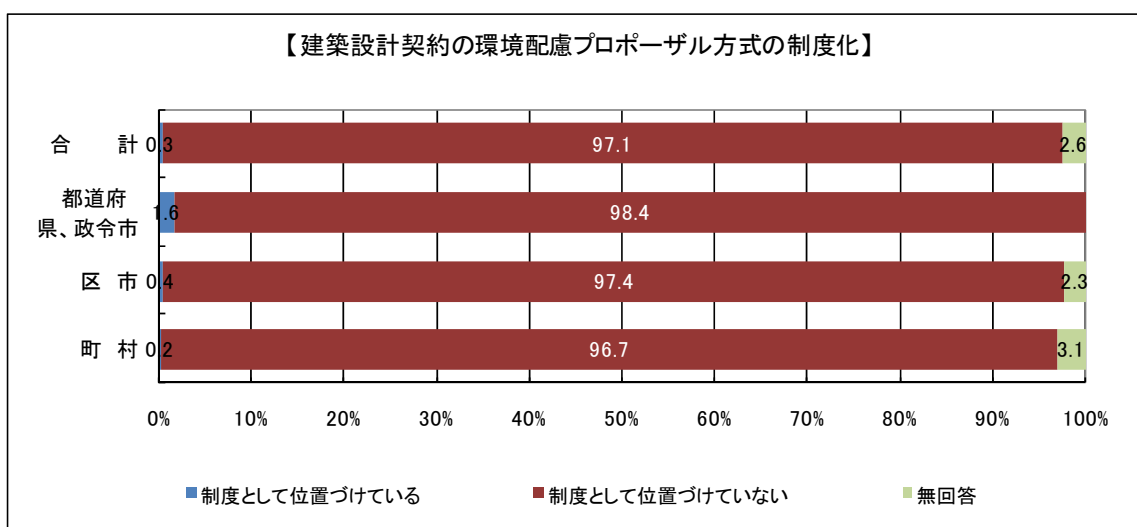
## 建築に係る契約における環境配慮型プロポーザル方式の制度化状況

問7-1 建築設計に係る契約において、環境配慮型プロポーザル方式（技術提案を求めるテーマに温室効果ガス等の削減に関する内容を含むプロポーザル方式）を制度として位置づけていますか。

建築設計に係る契約において、環境配慮型プロポーザル方式を制度として位置づけている団体は非常に少なく、全体をみても4件（0.3%）のみであった。

表 建築における環境配慮型プロポーザル方式の制度化状況

団体の分類	件数	制度として位置づけている	制度として位置づけていない	無回答
合計	1239	4	1203	32
	100%	0.3%	97.1%	2.6%
都道府県、政令市	64	1	63	-
	100%	1.6%	98.4%	-
区市	571	2	556	13
	100%	0.4%	97.4%	2.3%
町村	604	1	584	19
	100%	0.2%	96.7%	3.1%



## 建築に係る契約の実施状況

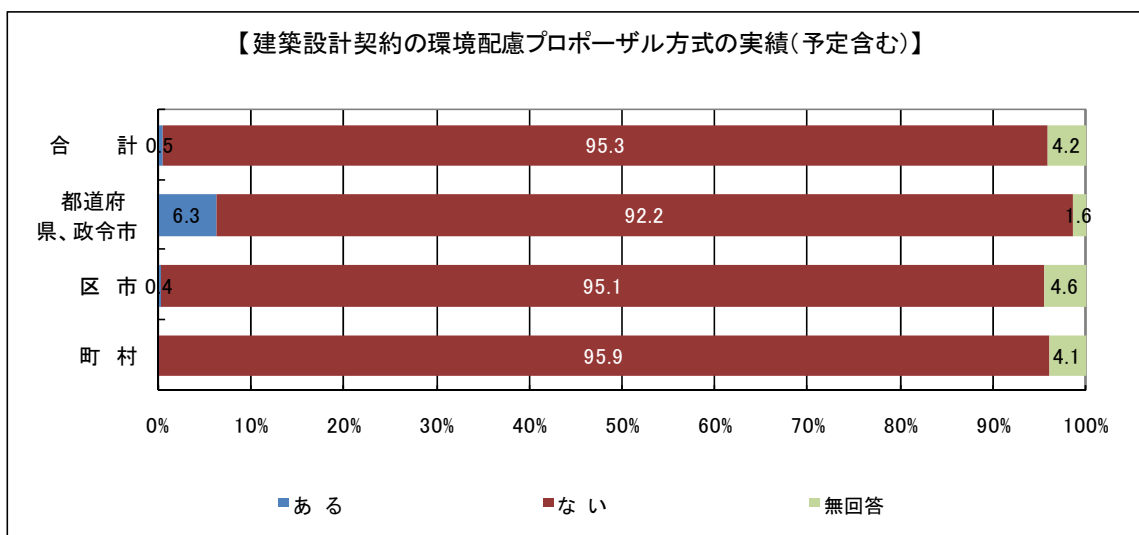
問7-2 平成19年度及び平成20年度に、建築設計に係る契約において、環境配慮型プロポーザル方式を実施した実績又は実施する予定がありますか。

建築設計契約の環境配慮プロポーザル方式を実施した（または予定）の例は非常に少なく、全体の0.5%となった。

表 建築設計契約の環境配慮プロポーザル方式の実績

団体の分類	件数	ある	ない	無回答
合計	1239	6	1181	52
	100%	0.5%	95.3%	4.2%
都道府県、政令市	64	4	59	1
	100%	6.3%	92.2%	1.6%
区市	571	2	543	26
	100%	0.4%	95.1%	4.6%
町村	604	-	579	25
	100%	-	95.9%	4.1%





### 建築に係る契約の障害

問7-3 建築設計に係る契約において、環境配慮型プロポーザル方式の導入に当たって障害になっていることはありますか。

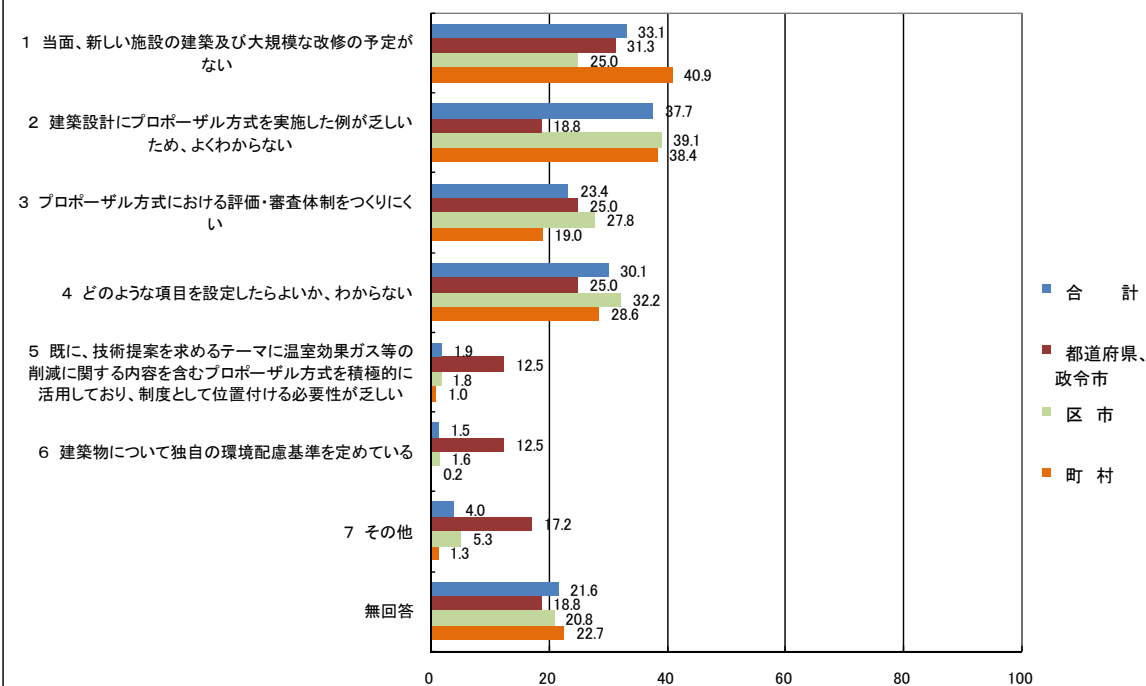
建築設計に係る契約において、環境配慮型プロポーザル方式の導入に当たって障害になっていることは「建築設計にプロポーザル方式を実施した例が乏しいため、よくわからない」が37.7%となっているのに次いで、「当面、新しい施設の建築及び大規模な改修の予定がない」が33.1%となった。

その他の意見として「入札時の仕様は環境に配慮した内容にしており、プロポーザル方式にする必要性がない」(1件)「仕様書には環境配慮について明記しているので、制度としての必要性を感じていない。」(2件)「何が障害かわからない」(6件)などがあつた。

表 建築設計契約の環境配慮プロポーザル方式の実績

団体の分類	件数	1	2	3	4	5	6	7	無回答
		模範的な改修面の新しい施設の建築及び大規模な改修の予定がない	施工された建築設計に不足しているため、よくわからない	審査体制をプロポーザル方式における評価・	か、わどかのような項目を設定したらい	性し含む温準を7	含む室既に、技術提案を求めるに	を定め建築物について独自の環境配慮基	
合計	1239	410	467	290	373	24	18	49	268
	100%	33.1%	37.7%	23.4%	30.1%	1.9%	1.5%	4.0%	21.6%
都道府県、政令市	64	20	12	16	16	8	8	11	12
	100%	31.3%	18.8%	25.0%	25.0%	12.5%	12.5%	17.2%	18.8%
区市	571	143	223	159	184	10	9	30	119
	100%	25.0%	39.1%	27.8%	32.2%	1.8%	1.6%	5.3%	20.8%
町村	604	247	232	115	173	6	1	8	137
	100%	40.9%	38.4%	19.0%	28.6%	1.0%	0.2%	1.3%	22.7%

【環境配慮契約に取り組むに当たっての障害(建築設計)】



問7-3 その他の回答	
団体の分類	障害
都道府県 政令市	公営住宅以外の新規の大規模建築の予定がない(公営住宅についても小規模)。
	プロポーザル方式を導入すると、設計に要する時間が多くかかってしまう。また、設計者の負担も増加することになる。
	プロポーザル方式の契約自体が少ない。年2件程度。
	一般競争入札に取組んでおり、プロポーザル(随意契約の一種)の導入は困難。
	プロポーザル方式を実施した例が少ない。プロポーザル方式を導入した場合、事務処理に時間を要する。
	評価項目、評価基準、判定基準の認定が困難。また判定結果をどう成果に反映するか、成果の評価をどう考えるのか、あいまいな点が多い。
	関係部署が多く調整に困難を伴う。
予算の制約。	
市区町村	新しい制度のため、内容をよく吟味し検討したい。
	制度が知られていない。
	独自の環境配慮基準としてCASBEE導入の可能性について検討中。
	設計工程の余裕がなくなる。
	省エネルギーに配慮したプロポーザルを行っており、温室効果ガス等の削減に関する内容にはなっていない。
	プロポーザル方式自体していない。
	入札制度の問題。
	人的余裕がない。
	理解不足。
	工事価格が上昇する懸念がある。
	契約、建築設計部門に未だ環境配慮型プロポーザル方式が認識されていないと思われる。
設計選定にあたり、施設計画全体を含めたものとしており、環境配慮を分離して選定していないため。	
県の指導に基いて実施している。	

問7-3 その他の回答	
団体の分類	障害
市区町村	担当課が建築設計を担当する課所ではないので、特殊性などがあり難しい。
	実施予定がない。
	省エネ型の資機材の採用や、屋上緑化等の特記仕様で指示している。
	独自の環境配慮基準を定める予定である。
	適用する案件がない。
	プロポーザル方式による契約は考えていない。
	プロポーザル方式が不明。
	一般的にコストアップ要因となる。
	環境配慮契約について各課の統一した方針がない。
	入札時の仕様は環境に配慮した内容にしており、プロポーザル方式にする必要性がない。
	環境配慮型プロポーザルを実施するための知識が乏しい。予算の関係もありよい提案が落ちするとは限らない。
	合併を控え、合併先の制度に併せる為単独では考えてない。
	仕様書には環境配慮について明記しているので、制度としての必要性を感じていない。
価格競争性を重視。	

### 環境配慮契約に取り組む上での阻害要因

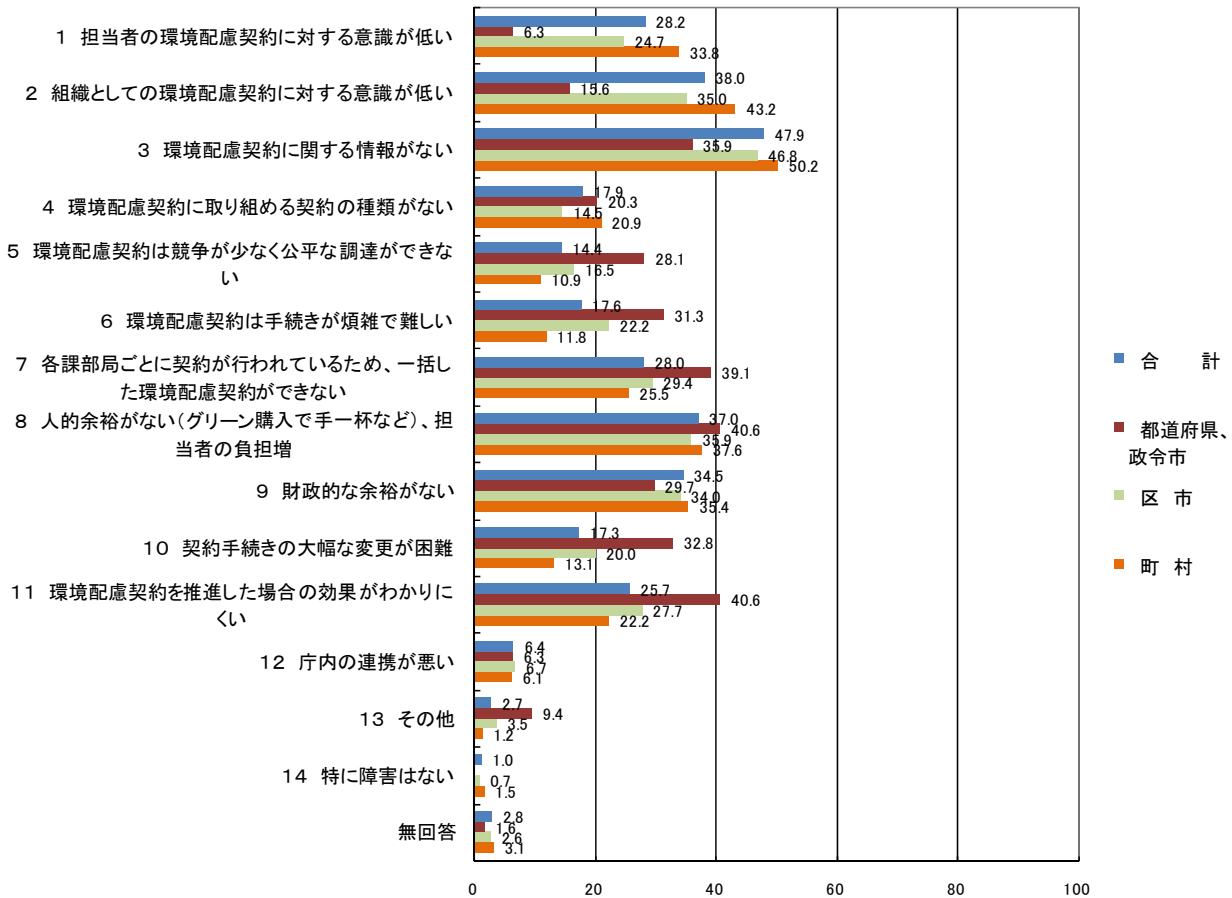
問8 環境配慮契約に取り組む上で、どのような阻害要因が考えられますか。

環境配慮契約に取り組む上での阻害要因として挙げられたのは、環境配慮契約に関する情報が少ないことが47.9%、次いで組織の意識が低いことが38.0%、人的余裕がないという回答が37.0%、財政的な余裕がないという回答が34.5%となった。

表 環境配慮契約に取り組む上での阻害要因

団体の分類	件数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	無回答
		識が低い	意識が低い	環境配慮契約に関する情報が少ない	環境配慮契約は競争が少なく公平	環境配慮契約は手続きが煩雑で難しい	環境配慮契約は手続きが煩雑で難しい	各課部局ごとに環境配慮契約が行われていない	人的余裕がない(グリーン購入で)	財政的な余裕がない	契約手続きの大幅な変更が困難	果がわかりにくい	庁内の連携が悪い	その他	特に障害はない	
合計	1239	349	471	593	222	178	218	347	458	427	214	318	79	33	13	35
	100%	28.2%	38.0%	47.9%	17.9%	14.4%	17.6%	28.0%	37.0%	34.5%	17.3%	25.7%	6.4%	2.7%	1.0%	2.8%
都道府県、政令市	64	4	10	23	13	18	20	25	26	19	21	26	4	6	-	1
	100%	6.3%	15.6%	35.9%	20.3%	28.1%	31.3%	39.1%	40.6%	29.7%	32.8%	40.6%	6.3%	9.4%	-	1.6%
区市	571	141	200	267	83	94	127	168	205	194	114	158	38	20	4	15
	100%	24.7%	35.0%	46.8%	14.5%	16.5%	22.2%	29.4%	35.9%	34.0%	20.0%	27.7%	6.7%	3.5%	0.7%	2.6%
町村	604	204	261	303	126	66	71	154	227	214	79	134	37	7	9	19
	100%	33.8%	43.2%	50.2%	20.9%	10.9%	11.8%	25.5%	37.6%	35.4%	13.1%	22.2%	6.1%	1.2%	1.5%	3.1%

【環境配慮契約に取り組むに当たっての阻害要因】



問8 その他の回答	
団体の分類	障害
都道府県 政令市	プロポーザル方式における評価・審査体制を作りにくい。どのような項目を設定したらよいか、わからない。建築物について独自の環境配慮基準を定めている。
	電力の場合は、エネルギーの安定供給とのバランスも重要。
	グリーン購入を積極的に推進してきたため、従来の取組と環境配慮契約法に関する取組との調整が必要となっている。
	入札担当等他の部署と調整しながら進める必要があり、時間がかかる。
	関係部署が多く調整に困難を伴う。
市区町村	新しい制度のため、内容をよく吟味し検討したい。
	具体的な罰則がない。
	制度の知識がない。
	環境配慮契約は、町内の弱小業者の競争入札になじまない。
	制度内容・手続・効果等に関する情報が少ない。
	契約額が高くなる傾向になると考えがち。
	独自の方針を作る際の指標となるデータが少ない。
	温室効果ガスの排出量を算出できる事業所がどのくらいあるか。
	現在、総合評価落札方式導入を目指している為、評価の項目で重なることもある。
環境配慮契約の推進を主管する部署が決まっていない。	

問 8 その他の回答	
団体の分類	障害
市区町村	数値により効果が認められない場合、契約問題となるが争点としての判例蓄積がない。
	制度が分かりにくい。
	全庁的にグリーン購入に取り組んでおり、環境配慮契約によるメリットがはっきり見えていない。
	ISO14001に取り組んでいるため、必要性を感じない。
	制度的には整備していないが可能な限り環境配慮はしている。
	長期的なコスト吸収メリットはあるが、当面のイニシャルコスト優先という現実がある。
	どれくらいの事業者が環境配慮契約に対応できるかわからない。
	現在のところ環境配慮契約に取り組んでいないので回答できない。
	内容や省庁によって担当主管課が分散しており、環境に関する文書が分散して配布され、意識統一と事務の連携が取れにくい。
	環境に関する性能や項目は案件毎に個別の仕様で定めるので、契約制度の中に定める必要はないと思われる。
	「環境配慮契約」の制度自体知らなかったため、今後具体的にどの様に取り組んでいってよいのかまだ分からない。
	合併を控え、合併先の制度に併せる為単独では考えてない。
取り組んでいないので回答できない。	

### 環境配慮契約の推進を主管する部署

問9-1 環境配慮契約の推進を主管する部署は決まっていますか。

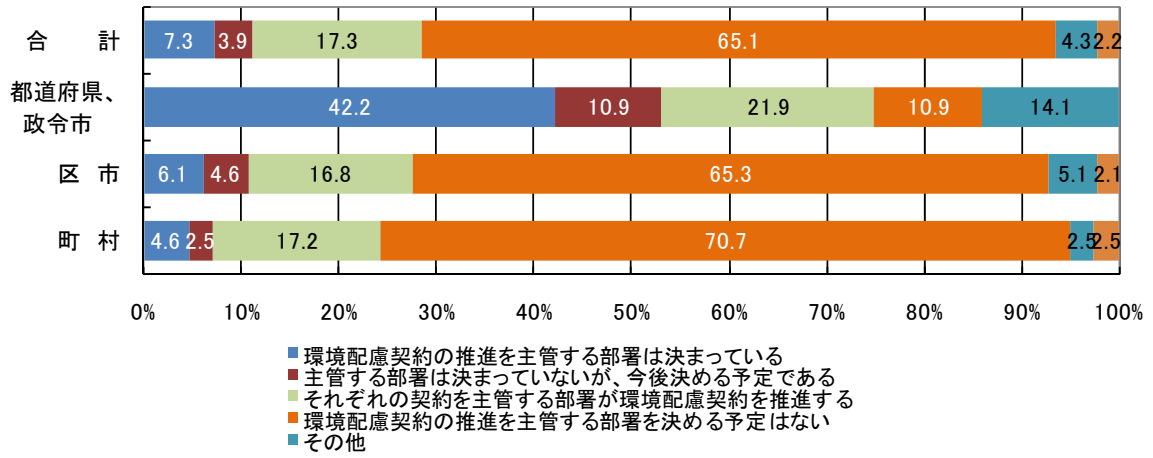
表 環境配慮契約の推進を主管する部署

環境配慮契約の推進を主管する部署が決まっている割合は全体の7.3%となった。

当面、その部署を決める予定がないと答えた区市は65.3%、町村は70.7%となった。

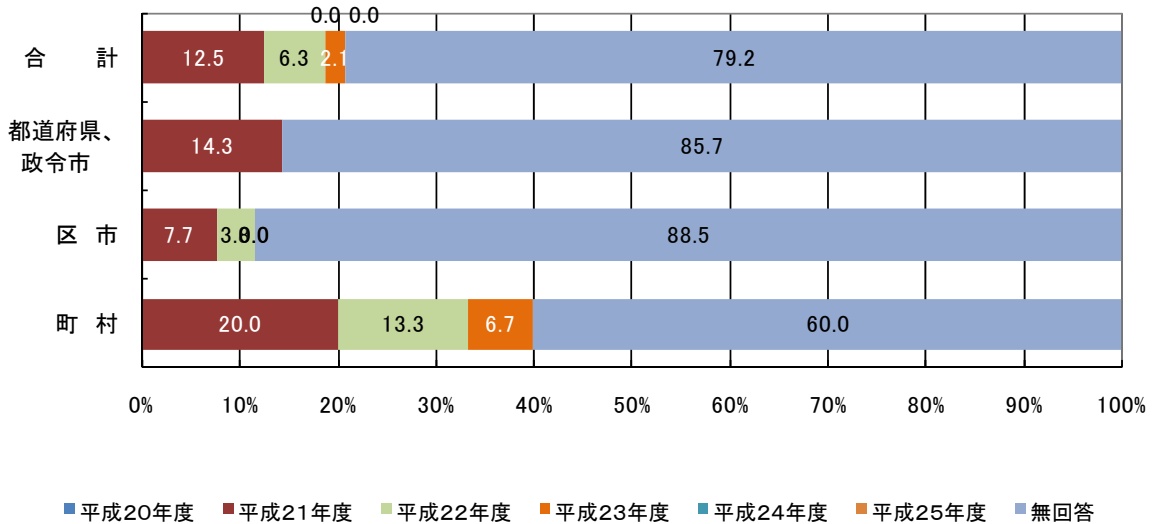
団体の分類	件数	1	2	3	4	5	無回答
		部署は環境配慮契約の推進を主管する	ないが現在は主管理する部署は決まっています	は、署にその予定は）と、環境配慮契約を推進する（又は）主管理する部署は、環境配慮契約の推進を主管する	管する部署を環境配慮契約の推進を主	その他	
合計	1239 100%	90 7.3%	48 3.9%	214 17.3%	807 65.1%	53 4.3%	27 2.2%
都道府県、政令市	64 100%	27 42.2%	7 10.9%	14 21.9%	7 10.9%	9 14.1%	-
区市	571 100%	35 6.1%	26 4.6%	96 16.8%	373 65.3%	29 5.1%	12 2.1%
町村	604 100%	28 4.6%	15 2.5%	104 17.2%	427 70.7%	15 2.5%	15 2.5%

【環境配慮契約の推進を主管する部署の設置状況】



【環境配慮契約の推進を主管する部署の設置状況】

上記の設問中で「主管する部署は決まっていないが、今後決める予定である」と回答した団体の設置予定年度



## 環境配慮契約の推進を主管する部署名等

問9-2 問9-1で「1」と回答された団体への調査。

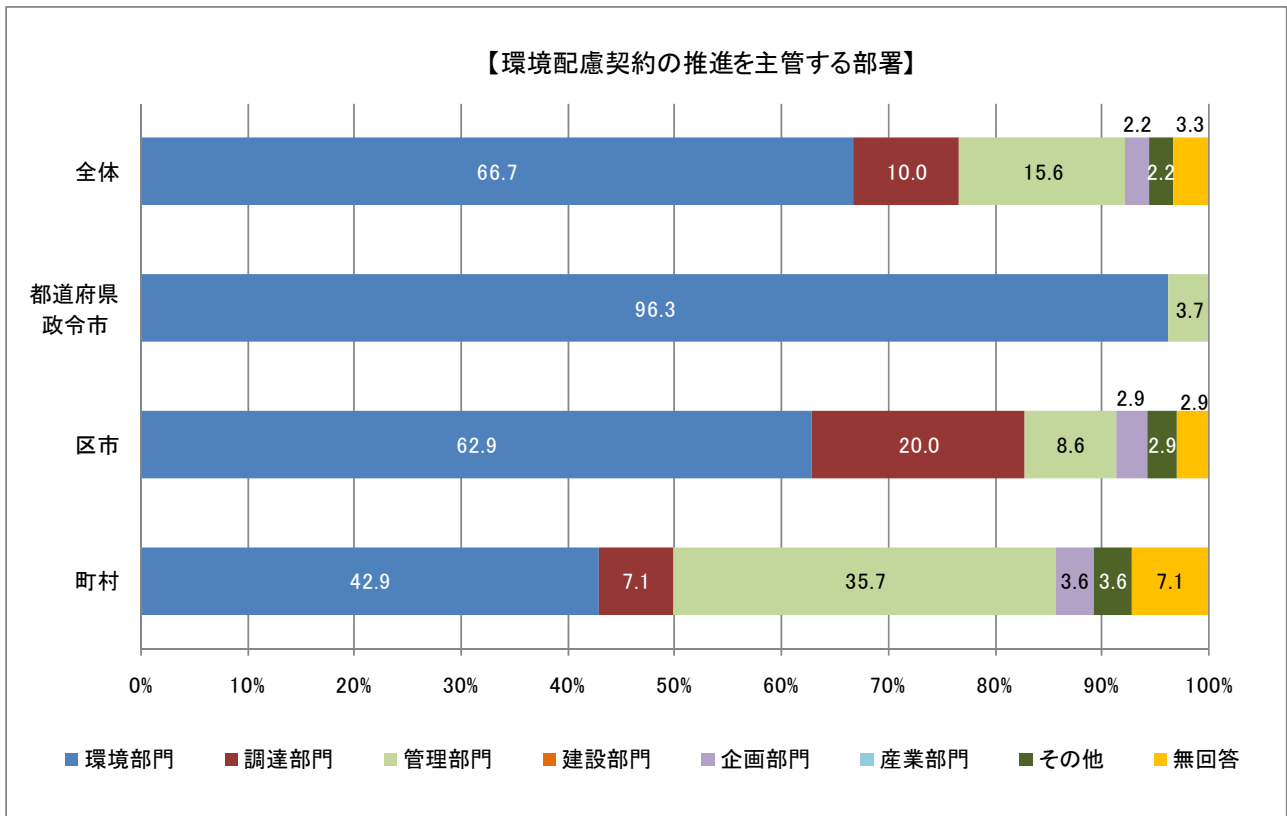
環境配慮契約の推進を主管する部署はどの部門ですか。またそれはグリーン購入法に基づく調達も主管していますか。

問9-2	
団体の分類	具体的な部署名の例
都道府県 政令市	<b>【部】</b> 環境部、環境生活部、環境森林部、農政環境部 <b>【課】</b> 資源エネルギー課、環境政策課、環境森林政策課、環境対策課、 <b>【室・G・係】</b> 環境立県推進室、地球環境室
市区町村	<b>【部】</b> 環境部、環境生活部、環境森林部、農政環境部、生活環境部、市民生活部、財務部、市民部、環境都市推進部、環境下水道部 <b>【課】</b> 環境課、資源エネルギー課、環境政策課、環境森林政策課、環境対策課、環境保全課、住民税務課、環境企画課、環境水道課、総務課、財務課、環境推進課、契約検査課、契約課、環境衛生課、住民環境課、財政課、企画財政課、環境整備課、町民課、福祉環境課、産業政策課 <b>【室・G・係】</b> 環境立県推進室、地球環境推進室、管理契約G、環境推進係、契約検査室、契約調達室、契約管財係、契約監理係、

環境配慮契約の推進を主管する部署が決まっていると答えた90団体のうち、それが環境部門であると答えた割合は66.7%となった。次いで管理部門が15.6%、調達部門が10.0%となった。

表 環境配慮契約の推進を主管する部門

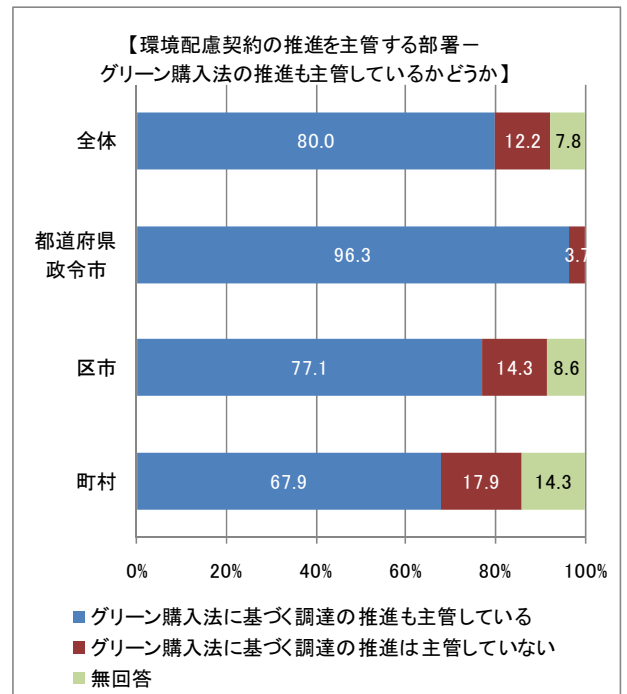
団体の分類	件数	1	2	3	4	5	7	8	無回答
		環境部門	調達部門	管理部門	建設部門	企画部門	産業部門	その他	
合計	90	60	9	14		2		2	3
	100%	66.7%	10.0%	15.6%	-	2.2%	-	2.2%	3.3%
都道府県、政令市	27	26		1					
	100%	96.3%	-	3.7%	-	-	-	-	-
区市	35	22	7	3		1		1	1
	100%	62.9%	20.0%	8.6%	-	2.9%	0.0%	2.9%	2.9%
町村	28	12	2	10		1		1	2
	100%	42.9%	7.1%	35.7%	-	3.6%	-	3.6%	7.1%



環境配慮契約の推進を主管する部署が決まっていると答えた90団体のうち、当該部署がグリーン購入法に基づく調達の推進も主管していると回答した団体は80%となった。

表 環境配慮契約の推進を主管する部門  
グリーン購入法の推進も主管しているかどうか

団体の分類	件数	グリーン購入法の推進も主管している	グリーン購入法の推進は購入法に基づいていない	無回答
合計	90	72	11	7
	100%	80.0%	12.2%	7.8%
都道府県、政令市	27	26	1	0
	100%	96.3%	3.7%	0.0%
区市	35	27	5	3
	100%	77.1%	14.3%	8.6%
町村	28	19	5	4
	100%	67.9%	17.9%	14.3%





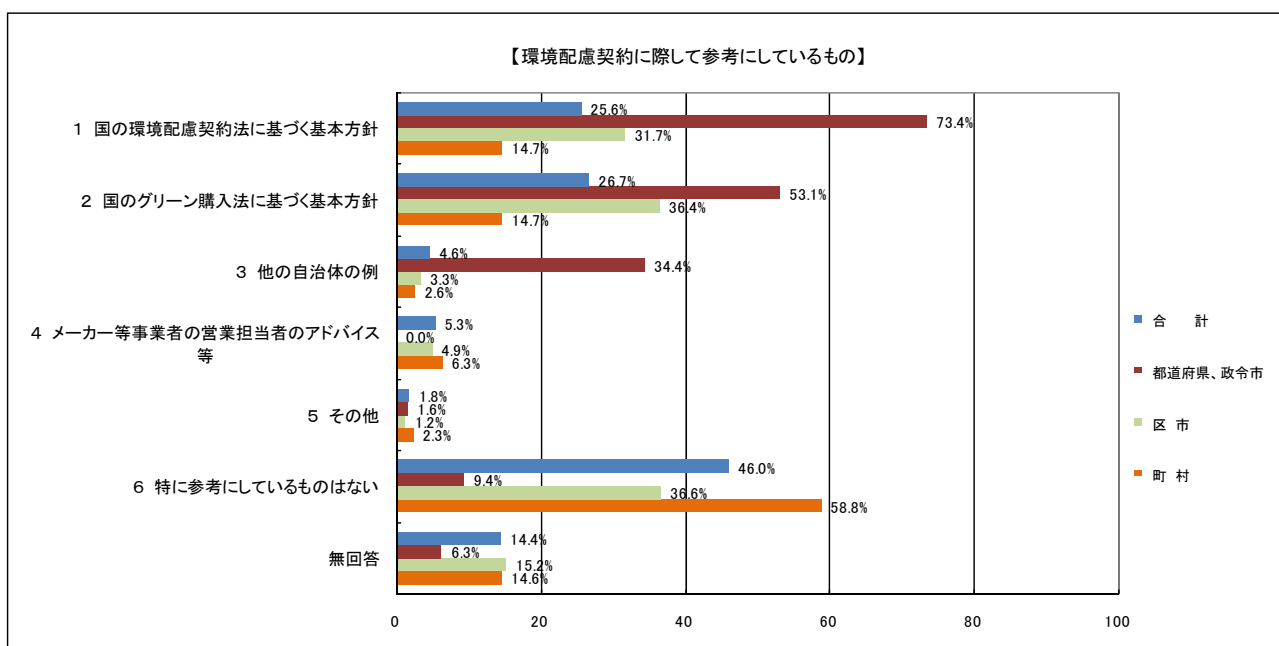
## 環境配慮契約に際して参考になっているもの

問10 環境配慮契約に際して参考にされているものは何ですか。

環境配慮契約に際して参考にしているものは、国の環境配慮契約法に基づく基本方針と答えた割合が全体の25.6%となった。都道府県・政令市では国の環境配慮契約法に基づく基本方針と答えた割合が73.4%となり、また他の自治体の例を参考にしていると回答した割合が34.4%となった。

表 環境配慮契約に際して参考にしているもの

団体の分類	件数	1	2	3	4	5	6	無回答
		国の環境配慮契約法に基づく基本方針	国のグリーン購入法に基づく基本方針	他の自治体の例	メーカー等事業者の営業担当者のアドバイス等	その他	特に参考にしているものはない	
合計	1239	317	331	57	66	22	570	179
	100%	25.6%	26.7%	4.6%	5.3%	1.8%	46.0%	14.4%
都道府県、政令市	64	47	34	22	-	1	6	4
	100%	73.4%	53.1%	34.4%	-	1.6%	9.4%	6.3%
区市	571	181	208	19	28	7	209	87
	100%	31.7%	36.4%	3.3%	4.9%	1.2%	36.6%	15.2%
町村	604	89	89	16	38	14	355	88
	100%	14.7%	14.7%	2.6%	6.3%	2.3%	58.8%	14.6%



## 環境配慮契約の効果

問 1 1 環境配慮契約によってどのような効果が現れていますか。

環境配慮契約の効果について、どの効果についても、どちらともいえないと回答した割合が多かった。都道府県・政令市においても同様に、どちらともいえないと回答した割合は多かったが、「温室効果ガス等の削減による環境負荷低減効果」「職員の意識の啓発効果」「環境配慮型製品・サービスの普及効果」「企業の環境意識の向上」は「ほとんど実感しない+あまり実感しない」よりも「よく実感する+少し実感する」の方が多かった。

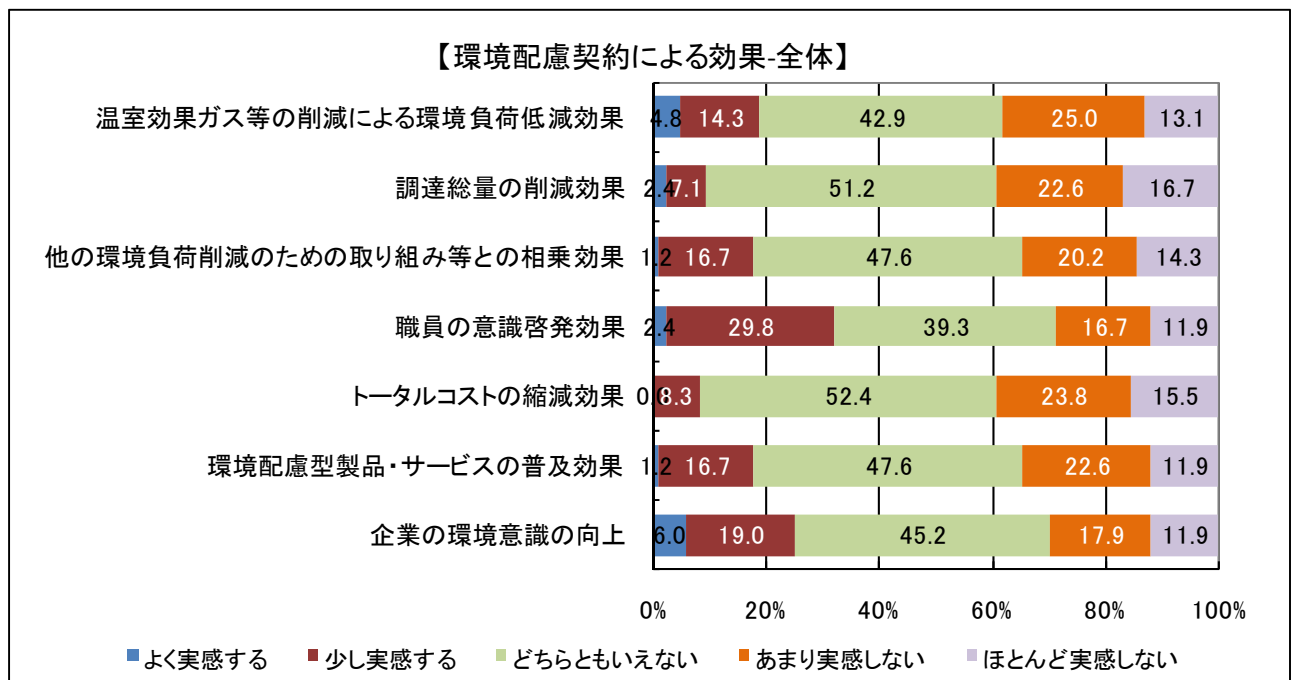
表 環境配慮契約の効果

全体	件数	よく実感する	少し実感する	いどちえちえなないとも	しあなまり実感	感ほとんしんだい実
温室効果ガス等の削減による環境負荷低減効果	84	4	12	36	21	11
	100%	4.8%	14.3%	42.9%	25.0%	13.1%
調達総量の削減効果	84	2	6	43	19	14
	100%	2.4%	7.1%	51.2%	22.6%	16.7%
他の環境負荷削減のための取り組み等との相乗効果	84	1	14	40	17	12
	100%	1.2%	16.7%	47.6%	20.2%	14.3%
職員の意識啓発効果	84	2	25	33	14	10
	100%	2.4%	29.8%	39.3%	16.7%	11.9%
トータルコストの縮減効果	84		7	44	20	13
	100%	-	8.3%	52.4%	23.8%	15.5%
環境配慮型製品・サービスの普及効果	84	1	14	40	19	10
	100%	1.2%	16.7%	47.6%	22.6%	11.9%
企業の環境意識の向上	84	5	16	38	15	10
	100%	6.0%	19.0%	45.2%	17.9%	11.9%

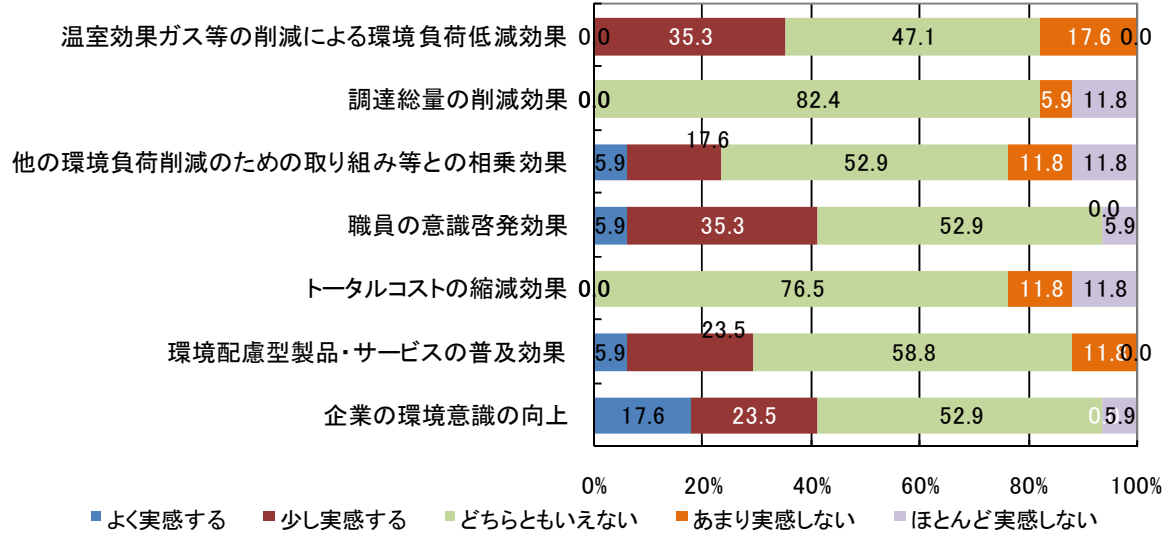
都道府県・政令市	件数	よく実感する	少し実感する	いどちえちえなないとも	しあなまり実感	感ほとんしんだい実
温室効果ガス等の削減による環境負荷低減効果	17		6	8	3	
	100%	-	35.3%	47.1%	17.6%	-
調達総量の削減効果	17			14	1	2
	100%	-	-	82.4%	5.9%	11.8%
他の環境負荷削減のための取り組み等との相乗効果	17	1	3	9	2	2
	100%	5.9%	17.6%	52.9%	11.8%	11.8%
職員の意識啓発効果	17	1	6	9		1
	100%	5.9%	35.3%	52.9%	-	5.9%
トータルコストの縮減効果	17			13	2	2
	100%	-	-	76.5%	11.8%	11.8%
環境配慮型製品・サービスの普及効果	17	1	4	10	2	
	100%	5.9%	23.5%	58.8%	11.8%	-
企業の環境意識の向上	17	3	4	9		1
	100%	17.5%	24.3%	52.4%	-	5.8%

区市	件数	よく実感する	少し実感する	どちらともいえない	あまり実感しない	ほとんど実感しない
温室効果ガス等の削減による環境負荷低減効果	23	2	5	8	7	1
	100%	8.7%	21.7%	34.8%	30.4%	4.3%
調達総量の削減効果	23	1	3	9	8	2
	100%	4.3%	13.0%	39.1%	34.8%	8.7%
他の環境負荷削減のための取り組み等との相乗効果	23		7	10	6	
	100%	0.0%	30.4%	43.5%	26.1%	0.0%
職員の意識啓発効果	23	1	12	5	5	
	100%	4.3%	52.2%	21.7%	21.7%	0.0%
トータルコストの縮減効果	23		5	10	7	1
	100%	0.0%	21.7%	43.5%	30.4%	4.3%
環境配慮型製品・サービスの普及効果	23		7	9	7	
	100%	0.0%	30.4%	39.1%	30.4%	0.0%
企業の環境意識の向上	23	2	5	9	7	
	100%	8.7%	21.7%	39.1%	30.4%	0.0%

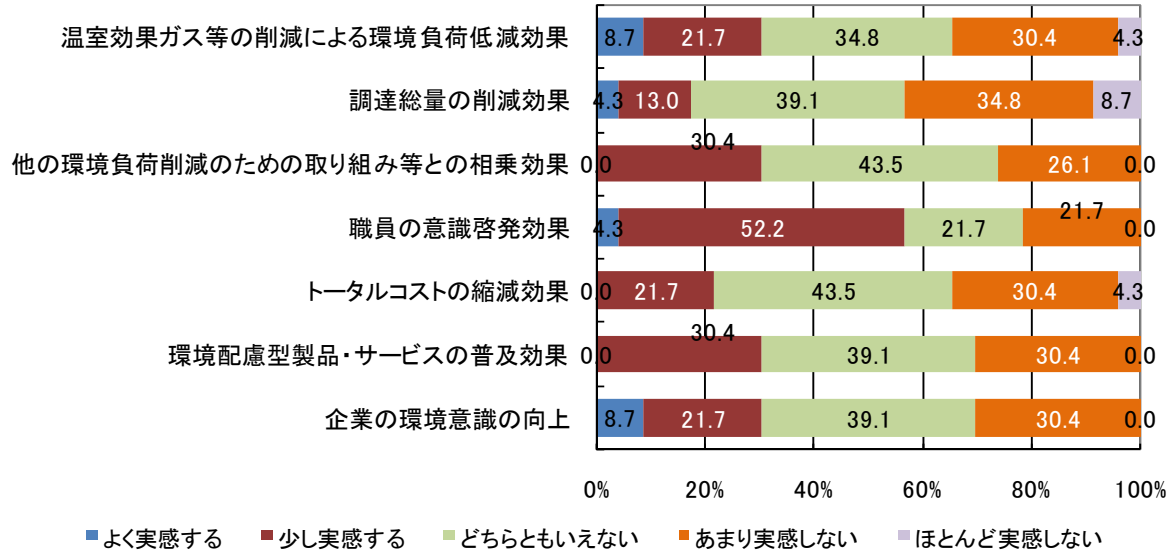
町村	件数	よく実感する	少し実感する	どちらともいえない	あまり実感しない	ほとんど実感しない
温室効果ガス等の削減による環境負荷低減効果	44	2	1	20	11	10
	100%	4.5%	2.3%	45.5%	25.0%	22.7%
調達総量の削減効果	44	1	3	20	10	10
	100%	2.3%	6.8%	45.5%	22.7%	22.7%
他の環境負荷削減のための取り組み等との相乗効果	44		4	21	9	10
	100%	-	9.1%	47.7%	20.5%	22.7%
職員の意識啓発効果	44		7	19	9	9
	100%	-	15.9%	43.2%	20.5%	20.5%
トータルコストの縮減効果	44		2	21	11	10
	100%	-	4.5%	47.7%	25.0%	22.7%
環境配慮型製品・サービスの普及効果	44		3	21	10	10
	100%	-	6.8%	47.7%	22.7%	22.7%
企業の環境意識の向上	44		7	20	8	9
	100%	-	15.6%	45.6%	18.3%	20.5%



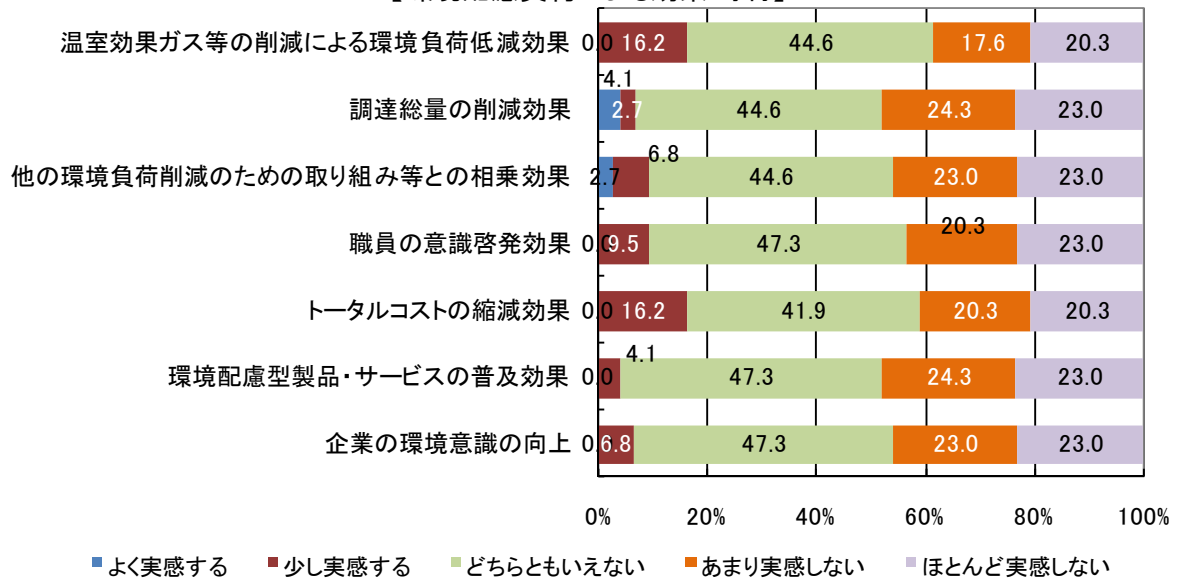
【環境配慮契約による効果-都道府県・政令市】



【環境配慮契約による効果-区市】



【環境配慮契約による効果-町村】

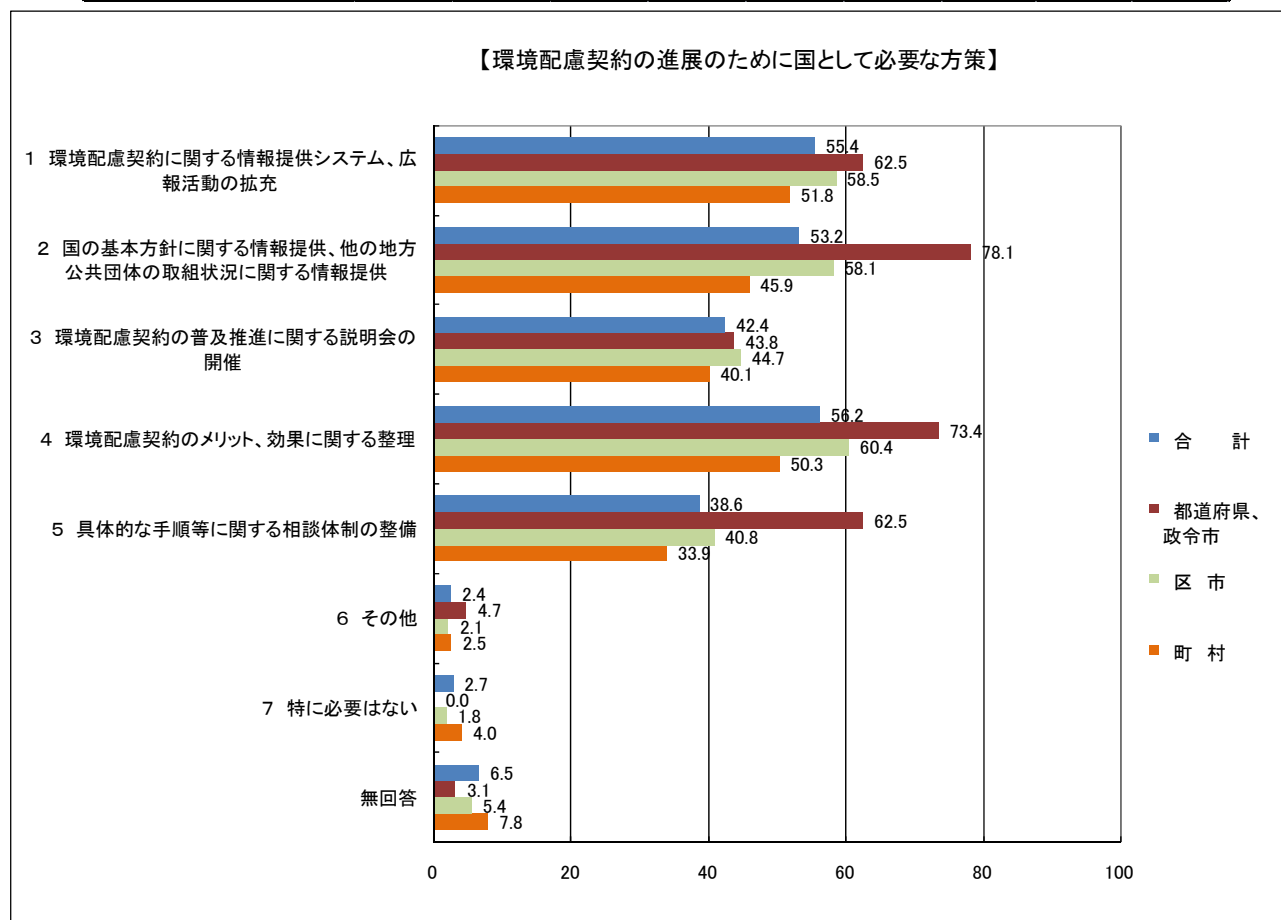


## 環境配慮契約の進展のために必要な取組

問12 環境配慮契約の進展のために、国としてどのような取組を進めるべきと考えられますか。

環境配慮契約の進展のために、国として進めてほしい取組として最も多かったのは「環境配慮契約のメリット、効果に関する整理」であり、56.2%であった。また「環境配慮契約に関する情報提供システム、広報活動の拡充」「国の基本方針に関する情報提供、他の地方公共団体の取組状況に関する情報提供」の回答が半数を超えた。

団体の分類	件数	1 提供システム、広報活動の拡充	2 状況に関する情報提供	3 説明会の開催	4 効果に関する整理	5 体制の整備	6 その他	7 特に必要はない	無回答
合計	1239	687	659	525	696	478	30	34	80
	100%	55.4%	53.2%	42.4%	56.2%	38.6%	2.4%	2.7%	6.5%
都道府県、政令市	64	40	50	28	47	40	3	-	2
	100%	62.5%	78.1%	43.8%	73.4%	62.5%	4.7%	-	3.1%
区市	571	334	332	255	345	233	12	10	31
	100%	58.5%	58.1%	44.7%	60.4%	40.8%	2.1%	1.8%	5.4%
町村	604	313	277	242	304	205	15	24	47
	100%	51.8%	45.9%	40.1%	50.3%	33.9%	2.5%	4.0%	7.8%



#### 4つの分野以外の環境配慮契約

問13 貴団体で、電力の購入に係る契約、自動車の購入に係る契約、省エネルギー改修事業（ESCO事業）に係る契約、建築設計に係る契約、の4つの分野以外に環境配慮契約に取り組んでいる契約はありますか。

#### 4つの分野以外の環境配慮契約

団体の分類	件数	契約組その他ありに環境	配組他約に環境	ない	無回答
合計	1239	13	1.0%	1126	8.1%
都道府県、政令市	64	5	7.8%	55	6.3%
区市	571	5	0.9%	518	8.4%
町村	604	3	0.5%	553	7.9%

#### 国の基本方針の見直すべき点

問14 国の環境配慮契約法の『基本方針』及び『基本方針』の解説資料について、追加すべきまたは見直すべきと思われるご提案がございましたら可能な限り具体的にご記入ください。

問14		
団体の分類	分野	提案の内容
都道府県 政令市	電気	各要素の区分・配点の例について、配点の根拠、考え方を明記して欲しい。
	自動車	（国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針関連資料について） 「エ.「選定方法」③評価値が基準評価値を下回っていないこと。」は②に含まれるので、削除して欲しい。加算点の満点の決め方が曖昧なので明確な基準を記載して欲しい。加算点、評価値、入札価格点の有効数字を明示して欲しい。
市区町村	全体	用語の定義の充実（資料等の巻末に一覧表を掲載するなど）。
	自動車	評価システムについてソフトをダウンロードできるようにしたらどうでしょうか。

#### 環境配慮契約全般に関する意見、要望等

問15 環境省 HP で情報提供してほしいことなど環境配慮契約全般に関するご意見、ご要望、今後の課題等がございましたら自由にご記入ください。

問15	
団体の分類	ご意見、ご要望、今後の課題
都道府県 政令市	環境配慮契約で、国の機関等が実施した事例や推進計画が公表されていないので公表して欲しい。
	環境配慮契約をすることによる効果や、そのために設定する指標がわかれば具体的な作業に入りやすいのではないか。
	国の取組状況（仕様の内容、実績等）。他の地方公共団体の取組状況（仕様の内容、実績等）の情報提供。類似施策を方針として打ち出している場合の対応について、整理が必要である。
	各電気事業者の温室効果ガス排出係数。

<p>(電力) 電気事業者のCO2排出係数を遅くとも次年度の秋までには公表するようにお願いしたい。</p> <p>(自動車) 本県では、現在加算点の満点の決め方を「環境省が財務省に示した基準」により算出している。その際に使用している燃料価格費を毎年度提示していただきたい。加算点の満点を「目標値から加算点を設定する場合」にすると、燃費に差が無い場合、非常に低い満点となり、価格で落札者が決定されるため、総合評価落札方式を採用する事が余分な負担となる。今まで、総合評価落札方式を2件実施したが、燃費に差が無く購入金額に差がある場合ではトータルコストの高い自動車を購入する事となった事例がある。こうした場合に、出納部局や財政部局に対する説明資料があると説得しやすい。</p>
<p>先進地方公共団体の取組状況の情報提供。自動車の総合評価落札方式の評価式の考え方等制度設計の根拠理由の教示。</p>
<p>発電にかかるCO2排出係数は毎年変化する上、地域によっても異なる。本市の評価基準は国の配点表を参考にしているので、毎年適用する配点表を地域別にわかるよう、ウェブページに記載してほしい。</p>
<p>方針策定事例の紹介。環境配慮契約の実施実績。</p>

問 15	
団体の分類	ご意見、ご要望、今後の課題
市区町村	コピー用紙、トイレ紙はリサイクル品を購入。
	物品（事務用品）の購入にかかわる契約。
	仕様書に環境配慮に関する事項を記載。（例）ディーゼル車規制適合車による配送の記載。古紙配合率に関する記載。観光バスの環境性能表示制度に関する記載。
	グリーン電力証明システムによる発電業務委託。庁内施設が使用する電力の一部を自然エネルギー利用の電力とする。平成18年度から導入しており、本庁舎で使用している電力年間約300万kwhのうち最大100万kwhまでの電力を自然エネルギーにより供給し環境への負荷を低減する。
	総合評価方式の評価の部分で、グリーン購入ネットワークの加入を項目の一つに設定している。
	文具類や公共工事を主とした12分野157品目でグリーン購入に取り組んでいる。（内訳）紙類8品目、文具類56品目、オフィス家具等7品目、OA機器7品目、家電製品5品目、エアコンディショナー等2品目、温水器等4品目、照明3品目、自動車等3品目、設備3品目、公共工事56品目、役務3品目。
	自動車の購入でハイブリッドカーにしている。
	PPC用紙の購入。
	地方自治体における環境配慮契約の具体的な実施例など、実務的に参考となる情報を提供してほしい。
	グリーン購入法との違いが良く分からない。法令等は多く出来るものの、現場サイドとしては、理解できておらず、起動出来ていない自治体が多いのが現状ではないかと考える。
	ある程度の競争相手がいるところでの話かと思われますので、地方ではなかなか取り組みは進まないのが現状ではないでしょうか。
	すぐにクリック出来る場所にトピックスを置いて欲しい。
	このようなアンケートは、環境部局が回答することになりますが、グリーン購入と比較して環境配慮契約については、総務・契約担当課の果たす役割や権限が大きくなります。しかし、総務・契約担当課は、環境省から来る通知は環境部局へ回送してしまうなど、関心が低いことは事実です。今後、このようなアンケートは、グリーン購入のアンケートとは別途発送し、さらに「総務・契約担当課で回答する」よう明記してみてもどうでしょうか。また、電力購入についても、東京電力（関東地方の場合）以外での電力購入などという選択肢自体持っていない地方公共団体が多いことや、公用車についてもグリーン購入方針を徹底すること自体が困難である地方公共団体が多いことなども挙げさせていただきたいと思います。※問5-3の回答の補足にもなりますが、公用車購入は、地元ディーラーへ発注することになりますが、環境配慮型契約を行うと、軽自動車1BOX型はA社、1300-1500ccライトバンはB社というように数年間（モデルチェンジまで）は購入先が固定される恐れがあるかも知れません（価格と環境性能をどう換算するかにもよりますが）。電気、建築工事よりも実施は簡単そうで難しいのではないのでしょうか。

	<p>勉強不足のため、このアンケートに関する知識を有していませんでしたが、ただ当役場では、これまで数年間職員によるエコ運動推進活動を実施していて、職場内のあらゆる事柄に目を向け、資源・エネルギーの軽減に努めています。そのせいでも数値ではっきりと表れていますので、環境への配慮という認識は各職員に植え付けられているはずです。今後もこの活動を進めると共に、環境配慮契約法についても学習し、更に効果を上げていければと考えます。</p>
	<p>環境配慮契約によってコスト増が見込まれる場合、予算確保がネックとなるため、当該契約法で契約したことによる環境配慮実績（例えば、CO2削減効果など）によって、翌年、貢献度に対する補助金が受けられるなど、メリットがあると導入しやすいと思う。</p>
	<p>環境配慮契約法の方針は、どのような形式で作成すべきなのかが分かりづらい。</p>
	<p>環境配慮契約全般に関して、基本方針に契約方法を採用するためには、現状の契約方法を抜本的に見直す必要があり、また契約締結に至るまでのプロセスが複雑になるため迅速性が失われる可能性がある。その他、コスト面で従来の契約方法よりも不利になることも多いと思われるため、財政事情が厳しい中、これらの契約方法を採用することは難しいのが実情である。</p>
	<p>自動車契約に関して入札結果の比較と簡単に行えるフォーマットの提供。</p>

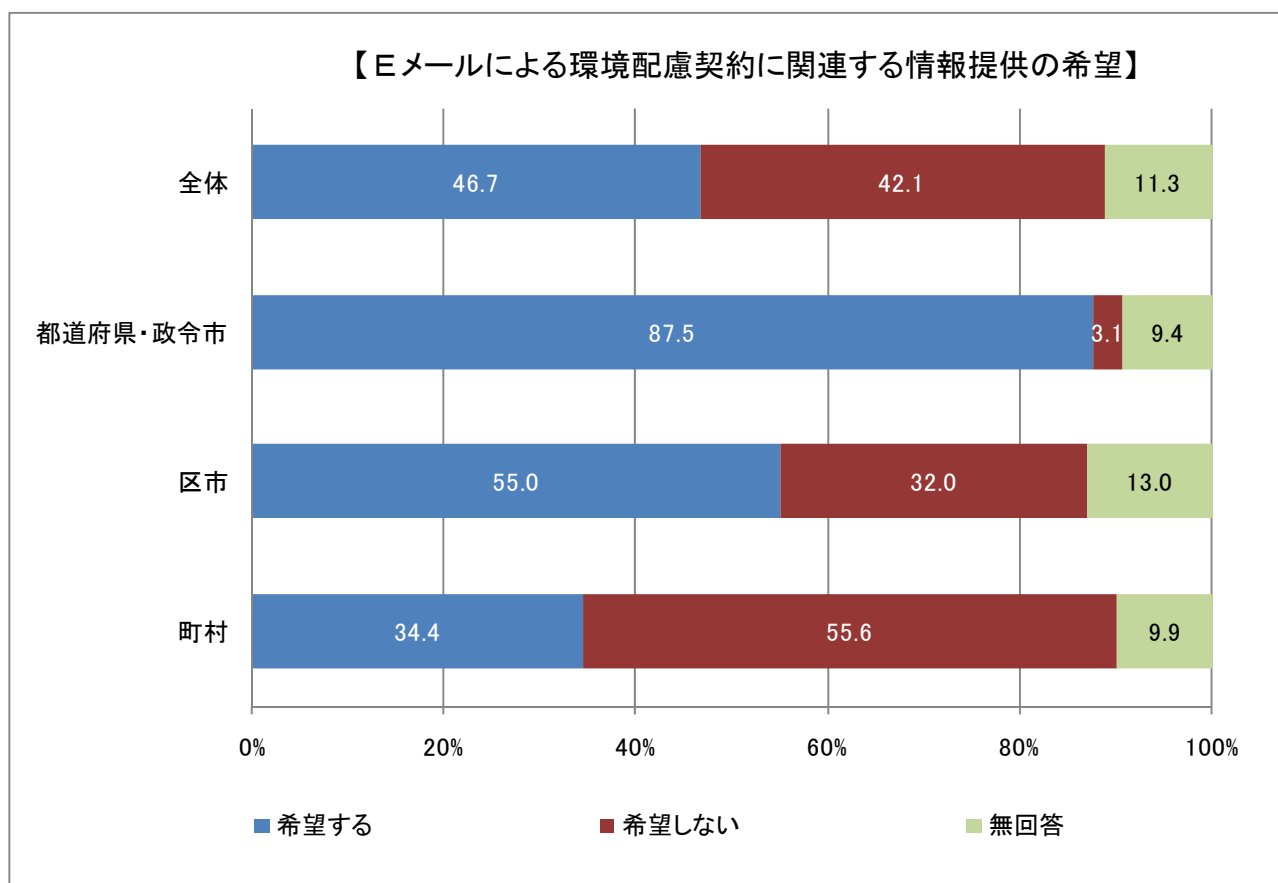


## 情報提供の希望の有無

問16 Eメールによる環境配慮契約に関連する情報提供を希望しますか。

環境配慮契約に関連する情報提供を希望するという回答が46.7%となっているのに対し、希望しないという回答が42.1%とほぼ同等の割合となった。規模別で見ると、都道府県・政令市は87.5%が希望するとしており、希望しない都道府県・政令市は少数である。また、町村では希望しないという回答の割合の方が多かった。

団体の分類	件数	希望する	希望しない	無回答
合計	1239	578	521	140
	100%	46.7%	42.1%	11.3%
都道府県、政令市	64	56	2	6
	100%	87.5%	3.1%	9.4%
区市	571	314	183	74
	100%	55.0%	32.0%	13.0%
町村	604	208	336	60
	100%	34.4%	55.6%	9.9%



公表されている契約方針のURL

都道府県	市区町村	URL
福島県	只見町	<a href="http://www.tadami.gr.jp/kankyoku/kiko/ondanka.pdf">http://www.tadami.gr.jp/kankyoku/kiko/ondanka.pdf</a>
埼玉県	宮代町	<a href="http://www.town.miyashiro.saitama.jp/www/wwwpr.nsf/0/4b8baa2496beba7549256cd9002068f8?opendocument">http://www.town.miyashiro.saitama.jp/www/wwwpr.nsf/0/4b8baa2496beba7549256cd9002068f8?opendocument</a>
東京都		<a href="http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/kikaku/green-guide/index.htm">http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/kikaku/green-guide/index.htm</a>
神奈川県		<a href="http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/iso/41/kihon.html">http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/iso/41/kihon.html</a>
神奈川県	横浜市	<a href="http://www.city.yokohama.jp/me/kankyoku/ondan/denryoku/">http://www.city.yokohama.jp/me/kankyoku/ondan/denryoku/</a>
神奈川県	川崎市	<a href="http://www.city.kawasaki.jp/30/30titan/denryoku/index.htm">http://www.city.kawasaki.jp/30/30titan/denryoku/index.htm</a>
長野県	松本市	<a href="http://www.city.matsumoto.nagano.jp/tiiki/matidukuri/kankyojoho/earth/ClimateActions_1/files/ondanka-bousikeikaku.pdf">http://www.city.matsumoto.nagano.jp/tiiki/matidukuri/kankyojoho/earth/ClimateActions_1/files/ondanka-bousikeikaku.pdf</a>
愛知県		<a href="http://www.pref.aichi.jp/0000004115.html">http://www.pref.aichi.jp/0000004115.html</a>
愛知県	名古屋市	<a href="http://www.city.nagoya.jp/jigyoku/nyusatsu/nagoya00054495.html">http://www.city.nagoya.jp/jigyoku/nyusatsu/nagoya00054495.html</a>
滋賀県		<a href="http://www.pref.shiga.jp/k/eco/gp/index.html">http://www.pref.shiga.jp/k/eco/gp/index.html</a>
大阪府		<a href="http://www.epcc.pref.osaka.jp/green/gaiyou.html">http://www.epcc.pref.osaka.jp/green/gaiyou.html</a>
大阪府	大阪市	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000017722.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000017722.html</a>
大阪府	堺市	<a href="http://www.city.sakai.lg.jp/city/info/_kanto/sossen/electric.html">http://www.city.sakai.lg.jp/city/info/_kanto/sossen/electric.html</a>
兵庫県	神戸市	<a href="http://kouhou.city.kobe.jp/information/2008/07/20080730ev01.pdf">http://kouhou.city.kobe.jp/information/2008/07/20080730ev01.pdf</a>
奈良県		<a href="http://www.eco.pref.nara.jp/keikaku/kankyohairyo.pdf">http://www.eco.pref.nara.jp/keikaku/kankyohairyo.pdf</a>
宮崎県		<a href="http://eco.pref.miyazaki.lg.jp/">http://eco.pref.miyazaki.lg.jp/</a>